HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（７）　ーアウクトル・ヴェートゥスとの比較・対象をも兼ねてー
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 52(6), 186-146
Issue Date	2002-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15127
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(6)_p186-146.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（7）

―アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて―

石　川　　武

目　次

凡　例
主要文献略語表
はじめに
ザクセンシュピーゲル・レーン法
　巻頭言～6・2　（以上51巻5号）
　7・1～13・3　（以上51巻6号）
　13・4～19・2　（以上52巻1号）
　20・1～24・9　（以上52巻2号）
　25・1～26・8　（以上52巻3号）
　26・9～32・4　（以上52巻4号）
　33・1～38・3　（以上本号）
　38・4～　（次号以下）
おわりに

234

33・1 [a]いかなるもの（＝所領）であれある主君が自分の意思（ないし、裁量）にもとづいて（van mutwillen）[1] 彼の家臣に封与し、それ（＝その所領）につい

て彼（＝主君）が彼（＝家臣）を保障する（weren）[2] ことができないならば、彼（＝主君）は彼（＝家臣）に対しそれ（＝その所領）を補償し（irstaden）（＝その代償を与え）なければならない、[3)・a)] [b)]その家臣が彼の年期中に（主君に授封を求め、彼の年期を）懈怠しない限り。[4)・b)] [c)]ただし彼（＝家臣）が彼に封与された所領を（現実にわがものとして）占取する（ないし、した）場合はその限りでなく（＝主君に補償の義務はなく）、[5)] また、それ（＝その所領）を誰か（他の者）が彼（＝その家臣）から奪う（nimmt）（ないし、奪った）場合は、彼（＝家臣）はその後[6)] 彼の法定の期間（binnen siner rechten tit）内に（法廷における）正規の訴え（rechte klage）[7)] をもって（その所領を）追求すべきである。彼（＝家臣）がそのことをなさない場合には、主君は彼（＝家臣）にその所領を補償（する[3)] ことを要）しない。[c)・8)]

AV 1 ・86 [a)]主君がいずれかの家臣に（自分の）裁量に従い（secundum libitum）[1)] 何か（あるレーン）を封与し、それ（＝そのレーン）に関して彼（＝家臣）の保障人になり（warandius esse）えなかった[2)] ならば、（主君は）封与されたもの（＝レーン）を補償する（restaurare）（＝その代償を与える）ことになる。[3)・a)]

1）この「自分の意思にもとづいて」、ないし、「裁量に従い」というのは、（レーン法廷の判決によって主君がその意思に反した授封を強制される場合を扱った）次のレーン法33・2＝AV 1 ・87との対比において言われており、したがって、主君が恣意的に（＝正式な手続を履まずに）封与する、という意味ではなく、主君が提案した授封がレーン法廷（に参集した家臣たち）の賛同を得て提案通りに行われた場合のことである。

2）この箇所、「レーン法」の「保障する」（weren）の語にAVの「保障人になる（ないし、である）」（warandius esse）が対応している。そのことからも明らかなように、「保障する」というのは、（家臣が主君から封与されたレーンの帰属をめぐり他の者と法廷で争うとき）主君が「保障人」として（それは確かに自分が授封したレーンである、という趣旨の）「保障を与える」ことである。この点については、すぐ後のレーン法33・2＝AV 1 ・87、註・5をも参照されたい。

3）前註・2で述べたように、家臣はこの場合主君の「保障」を得られれずに敗訴し、主君から封与されていた所領を失うことになるから、この「補償する」（irstaden, restaurare）というのは、その代償として「（それと等価の）所領を封与する」という意味になる、と推定されるが、この推定は、「レーン法」ではひきつづき次註・4の箇所が補足されていることによって裏づけられる。（なお、この点については、後出レーン法71・6＝AV 2 ・70も参考になるが、この条項については、石川「ヘールシ

ルト制」(2)、註・130、同上(3)、440頁、石川「「同じゲヴェーレをもって」、占有か保障か――ザクセンシュピーゲル・ラント法2・43・1の正しい解釈のために――」、本誌52巻5号(2002年)(以下においては石川「同じゲヴェーレ」として引用する)、1468～1471頁を参照されたい)。

4) このb～bの箇所は、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この条項の(主君の保障を得られずに敗訴して所領を失った)家臣がその年期(おそらく6週と1年)内にその代償として改めて所領の授封を求めることができる、ということを前提したものである(前註・3を参照)。なお、この箇所の「テキスト」には、正しくは nicht ne versume とあるべきところ、ne の語が脱落している。

5) c－cの件も、b－bと同じく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この条項の文言をはじめから順に追っていくと、このc－cの件、註・5を付した箇所にいたって、次のような疑問を抱かれる向きも少なくないはずである。すなわち、主君はもともと家臣に「保障することができない」ような所領を封与した(つまり、それを「法(の定め)に反して」封与した)のであり、家臣は結局その所領を失うことになるのだから、家臣がその所領を一時占取しようとしまいと主君の責任に変りはなく、家臣が所領を一時占取した場合に限って主君の補償責任を免除するのはおかしいのでないか、という疑問がそれである。この疑問には十分な理由があり、確かにその箇所の書き方にはそういう理解の仕方をされないための配慮に欠けている点があって、私自身も長い間そうした疑問に悩まされてきた。しかし、この箇所で著者が言おうとしていることは、家臣が一時所領を占取する(そして、最終的には失う)ということではなく、家臣が――主君の「法(の定め)に反する」授封にもかかわらず――所領の帰属をめぐる訴えにおいて勝訴し、その所領を最終的に――しかもこんどは法的にも是認された形で――自分のものとして占取することができた場合のことである。そもそもそんなことがありうるのか、という疑問を抱かれる向きも多いであろうが、そういうケースは確かにありうるのであって、ほんらいその所領について占有権をもつはずの相手方が、所領を「不法に」占取したこの家臣に対して、「1年と1日以内」に「正規の訴え」を起こさなかった場合がそれである。そして、この註・5の箇所でこうしたケースが念頭にあったことは、ひきつづきテキストを読みつづけ、主君の補償責任が免除されるもう一つのケースと比較することによって明らかにすることができるはずである。ただし、その第2の例外については、後註・8で述べることになるので、それを参照されたい。

6) この箇所の「テキスト」(S. 56)は、(おそらく)ミス・プリントで、正しくは danne とあるべきところが denne となっている。

7) rechte klage の語については、前出レーン法11・1(=AV 1・33)、註・5、14・1(=AV 1・39)、註・10と12、22・4、註・4を参照されたい。ある所領について

占有権をもつ正当な権利者がその所領を他の者に「不法に」奪われた場合、相手方に rechte Gewere =「適法な（ないし、法定の）ゲヴェーレ（=占有権）」（並み）の権利が成立するのを防ぐには、（「真にやむをえない事由」によって妨げられるなどの例外を除くと）「1年と1日以内」にこの rechte klage を起こしてその所領を追求しなければならない。したがって、「彼の法定の期間内に」というのは「1年と1日以内に」という意味になるが、この点についても、ひきつづき次註・8を参照されたい。

8）ラント法2・42・1では、石川「同じゲヴェーレ」（前註・3を参照）、1457頁以下で述べたように、主君を異にする二人の家臣が（同じ）一つの所領を（双方とも）自分の（主君から授封された）レーンであるとして争うケースが扱われており、この場合、主君が出廷して保障を与え（geweren）た方が勝訴する、とされている。したがって、このレーン法33・1の本文、AV 1・86に対応する a－a の件は、（たとえ主君が出廷して家臣に保障を与えようとしてそれに失敗した場合でも同じことになるから）、ラント法2・42・1のケースのうち、家臣が主君の「不法な」授封にもとづいて問題の所領を占取し、正当な権利者から訴えられて敗訴した場合について、主君には家臣に対して補償義務がある旨を述べたことになる。

しかし、（それより少し後に位置する）ラント法2・44・1は次のように述べている。「いずれかの所領についてある者が、1年と1日（=満1年）（以上）、（法廷における）正式な異議（rechte wedersprake）（申立を受けること）なしにゲヴェーレの中にもっている（=占有・支配している）場合、その者はそれ（=その所領）について rechte were（と呼ばれる権利）をもつ（ないし、取得する）。人（=他の者、正当な権利者）が法（の定める手続）に従いある者の（占有・支配）下にある所領を訴求している間は、彼（=所領を占有・支配している者）がいかに長くそれ（=その期間）を越えてそれ（=その所領）を実力をもって（mit gewalt）（=不法に）保持していても、彼（=所領の占有者）がそれ（=その所領）について rechte were（の権利）を獲得することは決してない、人（=他の者、正当な権利者）がその rechte klage（=法廷における正規の訴え）（をもって所領を追求していること）を証人により立証しうる限り」。この条項によれば、rechte were（の権利）は、もともと正当な占有権者に認められるものであるが（この点については前出レーン法13・1=AV 1・103を参照）、正当な権利者が所領を奪われた場合、1年と1日以内に、（相手方がたまたま同じ法廷に居合わせていれば rechte wedersprake を申し立て）、一般には（=相手方が同じ法廷に参画していなければ）、recht klage を起こして所領を追求しないと、事実上、相手方にも rechte were（と同じ権利）が成立してしまうことになる。

以上のことを考えると、このレーン法33・1の第2の例外は、主君が家臣に授封した所領について保障することができないという点では、ここまでのところで扱われているケースと同じであるが、主君は家臣に対して「適法に」授封したのに、所領を奪われた家臣が1年と1日以内に rechte klage を起こすことを怠った

ため主君が家臣を保障することができず、主君の責(任)なしに家臣が敗訴した場合を念頭に置いたもの、と解される。さらに、そこから遡って(前註・6の箇所の)第1の例外について考えると、それは、逆に、家臣が主君の「不法な」授封にもとづいて所領を占取した(=正当な権利者の所領を「奪った」)にもかかわらず、相手方が1年と1日以内にrechte klageを起こすのを怠ったために勝訴し、今や法的にも是認された形でその所領を占有することができるようになった場合を念頭に置いたもの、と理解することができよう。

なお、この二つの例外を扱っている件は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、その際、ラント法2・42・1をはじめとする「不動産訴訟」に関する(2・44・3までの)一連の条項が基礎になっていることは明白であろう。その点をも含めて、この条項については、(前註・3でも挙げた)石川「同じゲヴェーレ」、特にその註・15を参照されたい。

33・2　a)しかしながら、主君がレーン法(廷の判決)をもって(mit lenrechte)、1)強制されて、彼(=主君)が(その)所領を封与せざるをえない(ないし、えなかった)場合は、2)たとえ b)・3)彼(=家臣)にそれ(=主君のおこなった授封)が判決をもって(mit rechte)4)破られ、b)・3)彼(=主君)がその所領について彼の家臣の保障人(sines mannes gewere)になりえない(=保障人としての責任を果たしえなかった)としても、5)それ(=その所領)について彼(=主君)は彼の家臣に補償する6)に及ばない。a)

AV 1・87　a)しかしながら、主君がレーン法(廷の判決)に従い(secundum beneficiale ius)1)何か(=あるレーン)を封与することを強制される(ないし、された)場合は、2)(主君は)これ(=このレーン)を家臣に補償する6)ことにならない、たとえ(家臣に)このレーンの保障(warandia)が欠けることになる(=主君がこのレーンについて家臣を保障しえなかった)としても。5)・a)

1)　この箇所のlenrecht = beneficiale iusの語は「レーン法廷の判決」の意味である、と解されるが、それについては次註・2を、また、mit lenrechteの語については、さらに後註・4をも参照されたい。

2)　この件は、言うまでもなく、前出レーン法33・1=AV 1・86の主君が家臣に対してvan mutwillen(=自分の意思ないし裁量にもとづいて)ないしsecundum libitum(=自分の裁量に従い)ある所領(レーン)を封与した場合と対比されたものであるが、そのことによって、この条項の場合は、主君がもともと別な家臣に授封することを望

み、おそらくそれをレーン法廷に提案もしたのに、その通りにはならなかった場合であることが推定され、さらに、同条への註・1および（この条項の）前註・1で上述したことも確かめられるであろう。

3）b－bの箇所は、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、この点についてはひきつづき次註・4を参照されたい。

4）前註・3で述べたこととの関連で、ここで mit rechte の語が用いられていることが注目される。前出レーン法33・1には、同条への註・8で述べたように、明らかに「ラント法」における「不動産訴訟」にかかわる条項群を意識した補足がなされており、このレーン法33・2のb－bの件の補足がそれと同時に行われたとすれば、この mit rechte の語は――前註・1の mit lenrechte の語と意識的に区別して用いられ――「ラント法廷の判決をもって」を意味するものと解され、それによって（前条への註・7と8で述べた）rechte klage は（ほんらい）ラント法廷で起こされ審理されるべきものであるという観念が、「ラント法」における省察によって確立されたことが示唆されているからである。この点についても、前条への註・8の末尾で挙げた、石川「同じゲヴェーレ」、特にその註・15を参照されたい。

5）この箇所、AVの warandia の語は（行末にではなく）行の中に出てくるが、その語を含む si deficit in warandia huius beneficii の文に、「レーン法」の wert eme dat mit rechte gebroken, dat he sines mannes gewere an deme gude nicht wesen ne mach の文が対応していることから疑問の余地なく明らかなように、この語は「保障」というほんらいの意味で用いられている。この点については、前出レーン法33・1＝AV 1・86、註・2のほか、前出レーン法30・1＝AV 1・80、註・8で述べたことをも参照されたい。

6）この箇所の「補償する」というのも「家臣に代償として等価の所領（レーン）を封与する」という意味である、と解される（前出レーン法33・1＝AV 1・86、註・3を参照）。

33・3[1] 〔しかしながら、彼（＝主君）が、彼（＝自分）はそれ（＝その所領）についてその家臣を保障する（geweren）つもりである旨を述べ、そして（ないし、さらに）彼（＝家臣）にそれ（＝その所領）を占取する（angripen）[2]ように命じ、そして（ないし、しかも）それ（＝その所領）について彼（＝家臣）を主君が保障し（geweren）えない（ないし、しえなかった）場合は、彼（＝主君）はそれ（＝その所領）を彼（＝家臣）に補償し（irstaden）[3]なければならない、家臣自身が怠って、彼の法定年期内に彼の（法廷における）正式な異議（申立）なしに（ane sine rechte wedersprake）（＝彼が法廷において正式な異議を申し立てないまま）、[4]彼（＝家臣）からゲヴェーレ（＝その所領の占有・占有権）が失われたのでない限り。〕

1）この条項は、「ドイツ語第2版」に属しており、全体として、直前のレーン法33・2についての「例外」を補足しようとしたものであることは明らかであるが、その問題点については、後註・2と特に4を参照されたい。

2）angripen の語は、むしろ angreifen（＝襲う、攻撃する）の意味で用いられるのが普通であると思われ、事実ラント法2・36・2では（盗品を所持する相手方を犯人として）「（実力を用いて）掴まえる」という意味で用いられているが、ここでは、後段とのつながりから（後註・4を参照）、「占取する」、ないし、せいぜい「横領する」（＝sich bemächtigen）という意味である、と解するのが妥当であろう（因みに、これをヒルシュは besitz ergreifen (Hi., S. 138)、ショットも den Besitz zu ergreifen (Sch., S. 283) と訳している）。しかし、「ドイツ語第1版」ではそのことを言うために（まず）例外なしに sek underwinden の語を用いており、angripen の語をその意味で用いた例は見当たらない。この点については、後註・4をも参照されたい。

3）この場合の「補償」の具体的内容については、前条レーン法33・2（＝AV1・87）、註・6を参照されたい。

4）この条項は、直前のレーン法33・2を承けて、主君がレーン法廷の判決によってその意に反した授封を強制された場合について、（主君がそれを保障できなくても一般には主君に補償義務はないが）、家臣が、単にレーン法廷の判決による主君の授封にもとづいてではなく、主君の「自分が保障するから所領を占取せよ」という積極的命令にもとづいて所領を占取し、しかも主君がそれを保障しえなかった場合には主君に補償義務がある、という「例外」を述べようとしたものである。この条項の後段、「家臣自身が怠って……」以下の件が、さらにその「例外」として、こうした場合でも家臣の所領（の占有・占有権）の喪失が主君の責（任）によらないときは主君に補償責任がない、ということを述べたことは明白である。したがって、ここでは ane sine rechte wedersprake ではなく ―― 同じく主君に例外的に補償義務がないことを述べた前出レーン法33・1と同じように ――「その所領を rechte klage をもって追求しないまま」という趣旨のことを、したがってせめて ane sine rechte klage と書かなければならなかったはずである。（もちろん、この場合、主君がもともと授封したかった家臣が別にあると考えられるから ―― 前出レーン法33・1＝AV1・86、註・1、および、33・2＝AV1・87、註・2を参照 ――、その家臣が rechte wedersprake を申し立てる可能性がまったくないとは言い切れない ―― この点については、前出レーン法33・1＝AV1・86、註・8に引用したラント法2・44・1における rechte were の「定義」を参照 ――。しかし、このレーン法33・3では ane sine rechte wedersprake と書かれていて、「ドイツ語第2版」の補筆者は、rechte wedersprake を申し立てるのは、主君が望んだのにこの所領を封与されなかった家臣ではなく、主君の意に反してではあれこの所領を授封された家臣である、と考えているのである）。通説が前提

するように、もしアイケ自身が「ドイツ語第2版」を補筆したのであれば、このような（rechte wedersprake と rechte klage を取り違えるといった）初歩的な誤謬を犯すことはまず（絶対にと言ってようほど）ありえないであろう。以上の点については、前出レーン法30・1（=AV1・80）、註・8で同条への「ドイツ語第2版」における補足について述べたことを参照されたい。

235

34[1] 授封されている妻女（wif）（=寡婦を含む既婚の女性）[2] および娘（maget）（=未婚の女性）は、ライヒの出征（des rikes hervart）（=国王の命による出征）に従事する（denen）義務がなく（ないし、ないが）、彼女等は（その代りに）定められた法に従い（na satteme rechte）[3] 軍役税（hersture）を支払わなくてはならない。[4]（しかし）彼女等はレーン法廷において（binnen lentechte）は俤蔑（vare）を免れる（ledich）べきである、[5]【〔彼女等はヘールシルト（des herscildes）（=レーン能力）をもっていないがゆえに〕】。[6][7]

1）この条項については、石川「ラント法とレーン法」、註・51（1637頁）で私見を述べたことがある。ただし、そこで「シュミット・ヴィーガント（訳）」と述べたのは間違いであり、後註・5で述べるように、「ショット（訳）」が正しい。

2）この箇所の wif の語は、すぐ後の maget との対比から、「既婚の女性」であることが判るが、たとえば前出レーン法31・1（など）から、「寡婦」に授封される場合もあることが判るから、「寡婦を含む既婚の女性」と解した。

3）有名なフリッツ・ケルンの中世法＝「良き古き法」というテーゼ（フリッツ・ケルン著、世良晃志郎訳『中世の法と国制』、「創文社歴史学叢書」（1968年）を参照）との関係で、「法」が（人間によって）「定められ（う）る」ことが前提されていることに注意されたい。なお recht setten という表現は、このほかにも、（人間はもともと自由であったという有名なテーゼを論じた件に属する）ラント法3・42・3（Do men recht satte =「人がはじめて法を定めたとき」、および、（Ordnnng IIa に属するものであるが）3・91・3（He（=de richtere）ne mut nen recht oppe't lant setten=「彼（=裁判官）は……ラント（民）に対して（負担を課するような）いかなる法をも定めてはならない」）にも見られる。また、「序文」（Textus prologi）の末尾の一節、「ザクセンのラント（民）が今もその（=彼等の）法について引き合いに出すカール（大帝）」という件は、言うまでもなく、ザクセン人はカール大帝が彼等の法を定めたと信じている、という意味である（=「伝説的立法者」としてのカール大帝 —— なお、「序文」のこの件、『邦訳』では「ザクセンのラントが……引き合いに出している」という文を「コンスタンティヌス」にもか

けて訳しているが、それは間違いで、この文は正しくは「カール（大帝）」だけにかかる）。

4）前出レーン法4・3＝AV1・13によれば、皇帝戴冠のためのローマ遠征に同行しない家臣は、この出征（ないし、遠征）の義務を「彼が毎年主君から受領している（所領の収益の）10分の1のポンドをもって（＝10分の1の代納金を支払って）請け戻されなければならない」、とされている。

5）この件のledichの語については、前出レーン法7・8、註・4、24・9、註・3、および、29・4（＝AV1・77）、註・1（の箇所）を参照されたい。

また、この件のvareの語を、ショットはHeerfahrt（出征ないし遠征）と解し、この件全体を、「彼女等は、（ヘールシルトをもたないがゆえに）、レーン法においては（im Lehenrecht）は出征（の義務）を免除されるべきである」、と訳している（Sch., S. 283）。（なお、エックハルトも同じように解している、と思われる ── Text, S. 207と244の（vâreではなく）vareの項を参照）。これに対してヒルシュは、vareの語は後出レーン法67・2に見られるそれと同じ語であり、したがって、この件全体は、女性たちは ── 軍役義務に自ら従事しないからといって ── レーン法67・1に定められているような（主君から問責を受けるべくそのレーン法廷に召喚された家臣が、主君の家臣以外の者を連れていくことができず、また一切の武器および装身具を身に着けることも許されない、といった）「侮蔑」（ないし、蔑み）を受けてはならないという趣旨である、と解している（Hi., S 138, Anm. 3）。因みに、この意味のvareの語は、一般には、（訴訟に際して定められた「形式」を守らないことに伴う）「危険、不利益」の意味で用いられ（エックハルトも、vâreの語はnachteilige Rechtsstellungと訳している）るが、ヒルシュは、アイケが「レーン法」ではこの語をすべての（訴訟上の）「形式」について用いているのではない、ということを明確に指摘している（a. a. O. S. 171, Anm. 1）。

上掲の邦訳は、もちろん、これらのうちヒルシュ訳と同じ理解に立ったものであり、その根拠は以下の通りである。ショット訳は、確かに後続（註・6の箇所）の「彼女等はヘールシルトをもっていないがゆえに」という一文とのつながりは良いが、この一文は「ドイツ語第4版」＝Ordnung IIaにおける「補遺」にすぎず、しかもこの「補遺」は次の2点で誤っている。すなわち、第1に、ザクセンシュピーゲルによれば、「出征」ないし「軍役義務」はすべてレーン法上の義務として行われるはずであるから（前出レーン法4・1＝AV1・9～1・11を参照）、わざわざbinnen lenrechte（ショット訳では、上述のようにim Lehenrecht）と言う（ないし、限定する）理由が理解できないこと、第2に、そのbinnen lenrechteの語はこれ以外の箇所ではすべて「レーン法廷において」という意味であり、「レーン法において」ないし「レーン法上」の意味で用いられる例がないこと（石川・同上、1614頁を参照）。つまり、ショット訳では「ドイツ語第1版」のテキストを ──「ドイツ語第4版」の補筆者が誤読したのに引かれて ── それとまったく同じように誤読していることになり、「ドイツ語第4版」をもとにしてvare＝hervartと解するわけには

いかないのである。(なお、エックハルトの(直接にはレーン法67・2のvareの語についての) nachteilige Rechtsstellung という訳について言えば、女性がある主君から授封された場合、前出レーン法2・2＝AV1・6(前半)に明らかなように、(その主君の)レーン法廷において(他の家臣から異議が唱えられた場合)、証人になりまた判決を発見することができないといった、他の「不利」(な点)をももっているから、レーン法67・2のみならず、このレーン法34のvareの語も、ヒルシュのように限定的に解するのが正しいであろう)。

6) このOrdnung IIa＝「ドイツ語第4版」における補遺は、そこまでの「ドイツ語第1版」のテキストの誤読にもとづくものと思われるが、その点については、前註・5を参照されたい。

7) この条項が「ドイツ語第1版」でこの位置に補足された理由については、次に訳出するAV1・88、および、それへの註・1と3を参照されたい。

AV1・88[1] 世俗の生活 (secularis habitum) を聖界の(それ)へと (in spiritalem) 改める (＝聖界に入った) 者は、レーンを相続することをえず、またレーンの期待権 (beneficii expectatio) (＝ゲディンゲ)[2] は (聖界に入った) 期待権者からは失われることになる。[3]

1) この条項は、AVの諸条項のうち「レーン法」に対応条項のない(つまり、本稿で前提しているザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する見解――前出「はじめに」、4)と5)を参照――によれば、「レーン法・ドイツ語第1版」に継承されることのなかった)ごく少数の条項の一つである。そのことの理由については後註・3で改めて述べるが、ここではとりあえず次のことに注意しておきたい。すなわち、このAV1・88は、「レーン法」(ドイツ語第1版)で単に削除されたのではなく、それに代って新たに前出レーン法34が書き加えられている、ということがそれである。

2) beneficii expectatio の語については、前出AV1・25(＝レーン法6・2)、註・3、1・27(＝レーン法10・1)、註・2、および、1・84・a(＝レーン法32・1)(expectatio in beneficio)、註・7を参照されたい。

3) この条項は、見られる通り、「聖界の生活」に入った者はレーン能力を失う、ということを述べた条項である。ところで、「ラント法」では、「聖職者」(pape)が(ラント法の)相続法上(レーン能力をもたない)「女性」と同じ地位にあることが述べられ、特に(自ら進んで修道生活に入った)「修道士」については、「レーン法(上の能力)」がないだけでなく(たとえ修道院から去っても)再びそれを恢復すること

はない、というきびしい規定が姿を見せる（ラント法1・5・3、1・25・3、1・25・4、1・27・2、2・22・3、および、石川「ヘールシルト制」(1)、1127頁を以下を以下を参照――ただし、同頁に「2・27・2とあるのは、正しくは「2・22・3」でなければならない」）。habitus の語には、J. F. NIERMEYER, Mediae latinis lexicon minus によれば、la vie monachale の意味があるというから、この AV 1・88は、あるいは（修道生活に入った）「修道士」のことを念頭に置いたものかも知れない。しかし、その点はいずれにもせよ、この条項は clerici にはレーン能力がないとする前出 AV 1・4（＝レーン法2・1）と表見上矛盾しかねないし、それに、同趣旨のことはすでに「ラント法」で述べてある。おそらくこのことが「レーン法・ドイツ語第1版」でこの条項が削除された理由であろう。（なお、以上の推定は、少なくとも「ドイツ語第1版」においては、「ラント法」→「レーン法」の順に改められていたことを前提することになる、という点に注意されたい）。

ところが、AV においては、この条項の直前に位置する 1・86（＝レーン法33・1）では、家臣に授封したレーンについて保障できない主君の補償責任について述べ、1・87（＝レーン法33・2）では、その場合でも、主君に責任がなければ主君には補償責任がない（つまり、家臣に代償として等価の所領を授封するに及ばない、という）ことを述べている。また、この1・88の直後に位置する AV 1・89（＝レーン法35・1）では、すぐに後述するように、父の所領を父の存命中に授封された子たちが父の死にいたるまで所領を（実際には）占有（・支配）していなかった場合、主君には彼等にそれが彼等のレーンであることを承認する義務がない、という趣旨のことが述べられる。その中間に位置していた AV 1・88は、聖界に入った者が父のレーンの授封、あるいは、ゲディンゲの権利をもっていた所領の承認を求めても、主君はそれに応ずるに及ばない、という趣旨のことを述べているのだから、AV 1・86と1・87から1・89への橋渡しとしてはふさわしい条項であった、と言えるであろう。著者・アイケは、「ドイツ語第1版」を執筆した際に、上述のようにこの AV 1・88に対応する条項は削除しなければならない（ないし、削除した方が良い）と考えたものの、ただ削除しただけでは次のレーン法35・1（＝AV 1・89）へのつながりが滑らかでなくなると考えて、レーン法33・2（＝AV 1・87）の後に、（聖職者と同じく）レーン能力をもたない「女性」に関する前出レーン法34を補ったのではないだろうか。（ただし、同条について上述したように、レーン法34は、「女性」に対する授封を前提しており、しかも「女性」は自ら軍役に従事しないがゆえに「レーン法廷」で「蔑み」を受けてはならない、としているから、後続のレーン法35・1への橋渡しの役目を十分に果たしているとは言えず、「レーン法」のこの件を通して読んでいくと、ここに「女性」に関する規定が出てくるのは、やはりいささか唐突の感を免れないであろう）。

35・1 [1] [a]主君が子たち（＝複数の子）に父の所領を父の存命中に封与し（ないし、封与したにもかかわらず）、[2] 父一人だけが彼の死にいたるまでその所領を彼のゲヴェーレの中に（in sinen weren）もっている（＝占有・支配していた）場合は、[3] 父の死後子たちは主君の許へ赴き、そして彼（＝主君）が（次のように、すなわち）、彼（＝主君）が彼等（＝子たち）に封与したそのような所領を彼等に対し（＝その所領が彼等のレーンであることを）承認するよう請う（べきである）。このことを彼等（＝子たち）は彼等の年期内に[4] 希求しなければならない。[5] 彼等（＝子たち）に対し主君がその所領を（＝その所領が彼等のレーンであることを）承認しなければ、彼等（＝子たち）はそれ（＝その所領）を証人（による立証）をもって立証・取得する（behalden）ことを請う（べきである）。この証人（による立証）を、しかし、主君は却けることができる、彼等（＝子たち）はゲヴェーレ（de were）を欠いている（＝その所領を占有・支配していない）[6] からである、【〔彼等（＝子たち）がゲディンゲの法により（na gedinges rechte）授封（を受けたこと）を証人により立証しえない限り〕】。[7] したがって子たちにとっては、彼等（＝子たち）が彼等の父の所領を（主君の許まで）追い求めて（volgen）[8] 彼等の主君に忠誠宣誓（ないし、臣従礼）（manscap）を捧げるのが（あるいは、捧げる方が）良い、それ（＝その所領）を彼等に対し（＝その所領が彼等のレーンであることを）主君が承認しようとしない限り、彼等はゲヴェーレ（＝所領の占有・支配）なしには（ane were）[6] それ（＝その所領）についていかなるレーン（＝授封）をも（＝それがすでに主君から授封を受けた彼等のレーンであることを）[9] 主張（ないし、立証）する（bereden）ことをえないからである。[10]・[a]

AV 1・89 [1] [a]もし父のレーンを息たちが父の存命中に父とともに（cum patre）（主君の許に赴いて）授封され、[2] そして（ないし、それにもかかわらず）父一人だけがそれ（＝その所領）を病（床）の中まで占有の中に（in possessio）保持して（父が）それ（＝病床）から再び起き上がらなかったならば、[3]（息たちは）父の死後、6週と1年以内に[4] 主君の許へ赴き、そして（その）レーンが彼等（＝息たち）に封与されたことを確認するよう、[9] 希求すべきである。[5] もしそのことを主君が否認するならば、（息たちは）証拠を提示する（＝証人に

よる立証を行う）ことを申し出るべきである。主君はその場合これ（＝この申し出）を却けることができる、彼等（＝息たち）には占有（possissio）が欠けている[6]からである。それゆえ私は（それよりも）、息たちが忠誠宣誓（ないし、臣従礼）（hominium）を捧げて父のレーンを追い求める（sequantur）よう（ないし、求めた方が良いと）、[8]助言する。[10)・a)]

1）こ（れら）の条項の「レーン法」ないしAVの叙述の流れの中における位置については、すぐ前に訳出したAV 1・88、註・1と3で述べたことを参照されたい。

2）この箇所、「レーン法」では、「主君が子たちに父の所領を父の存命中に封与し」と、対応するAV（1・89）に見られた「父とともに」（cum parre）の語を削除している。なぜであろうか。この条項のすぐ後につづくレーン法35・2＝AV 1・90では、父と子たちにある所領が「総手的に」共同授封される場合について、このレーン法35・1＝AV 1・89とは別な取扱いになることが述べられているから、「父とともに」の語が父と子たちの「（総手的）共同受封」を意味することはありえない。それならば、（AV 1・89の「父とともに」は何を意味し）、このレーン法35・1＝AV 1・89はいかなるケースを念頭に置いたものであろうか。これは、レーン法35・2＝AV 1・90に後続する（「レーン法」では36と）レーン法37・1＝AV 1・90から、父が自分の所領を、主君がそれを子たちに授封するという条件で主君に返還し、主君がそれにもとづいて子たちに父の所領（であったもの）を授封したケースである、と推定される。したがって、その場合、（所領を返還した）父はその場に居合わせているから、AV（1・89）が「父とともに」と述べたのは決して間違いではないが、著者・アイケは、その語によってレーン法35・1のケースが後続の35・2の（「総手的共同受封」）のケースと混同されることを避けるために、意識的に「父とともに」の語を削除したのではないか、と考えられる（ただし、この点については後註・5をも参照されたい）。

3）この箇所では、「レーン法」のwereの語にAVのpossessioの語が対応しているが（前出レーン法5・1＝AV 1・19、1・20を参照）、このレーン法35・1＝AV 1・89の場合、前註・2のような想定に立つと、もはや所領の占有権をもたない父だけが所領を占有（・支配）し、占有権をもつ子たちがそれを占有（・支配）していないことは明らかに「不法」（ないし、「違法」）、ということになる。なお、こ（れら）の語が用いられている後註・6の箇所をも参照されたい。

4）この箇所、「レーン法」では「彼等の年期内に」と具体的な期限を挙げていないが、AVでは「6週と1年以内に」と具体的に期限を述べている。

5）子たちが父の存命中に前述・2で述べたような形で父の所領を授封されたとすれば、彼等がそれ（ないし、その一部）を個別に授封されたにせよ、あるいは、共同で（＝総手的に）それ（ないし、その全体）を授封されたにせよ、その所領はもはや

父のレーンではなくなっているのだから、子たちが父の死後主君に対してその「承認」を求める必要はないはずである。しかし、この条項の場合は、父の存命中子たちはその所領を占有（・支配）していなかったので、特に主君に対してその「承認」を求める必要があったものと考えられる。ただ、この条項で(単独の)「子」ではなく、常に(複数の)「子たち」(全体)が問題になっている（しかも、後註・8と10で述べるように、彼等全員が――彼等のもつ「相続権」を根拠に――主君に(改めて)授封を求めた方が良い、とされている）ことから考えると、この条項では、子たちが共同で(=「総手的に」)父の所領を授封された場合のことをも含めて、あるいは、むしろ(主に)その場合のことが考えられている可能性が大きいであろう。

6）前註・3を参照。

7）この件はアイケ以後(Ordnung IVeのテキストで)補足されたものであるが、前出レーン法32・1（=AV 1・83）の末尾で gedinge（=expectatio in beneficio）に言及されているのは、「(総手的)共同授封」を受けた子たちがすでに所領を「分割」した後のことであり、ここまでに述べられているこの条項の具体的ケース(特に前註・2を参照)においては、gedinge のことが問題になる余地はない。したがってこの件は、補遺者がこの条項で扱われている具体的なケースの理解を欠いたままに加えた誤った補足にすぎない、と断ぜざるをえないであろう。

8）volgen = sequor の語は、前出レーン法2・6=AV 1・7、註・3で述べたように、主君に異動があった際に家臣が新しい(あるいは、上級)主君の許に赴き所領の「授封更新」を求めることを言い、ここまでのところではすべてその意味で用いられていた（上記の条項のほか、レーン法11・1=AV 1・33、11・2=AV 1・34、11・3=AV 1・35・a、13・4、14・3、14・4、15・1、15・2、15・3、20・4、25・1=AV 1・57、25・3（=AV 1・60、1・61）、27・2（=AV 1・72・b）を参照)。しかし、この箇所に限っては、主君には異動がないのに(死亡した)家臣の子たちが(後註・9で述べるように、おそらく「相続権」にもとづいて)主君に対して所領の授封を希求することを指して volgen = sequor の語が用いられている。しかし、この場合、子たちは(それを占有・支配していなかったにせよ)一度所領の授封を受けたのだから、(たとえその授封が「無効」であっても)子たちが主君に対して「改めて」所領の授封を（つまり、ある意味ではその「授封更新」を）求めることになる、ということに注意されたい。

9）「レーン法」のこの箇所の len の語をヒルシュは kein lenrecht (daran=an deme gude haben) と解し (Hi., S. 138)、ショットも ein Lehenrecht (nicht nachweisen) とそれに追随している (Sch., S. 284)。しかし、AV の註・9の箇所から、子たちが主君に承認を求め主君が否認するのは、「(その)レーンが彼等（=子たち）に封与されたこと」である、と確認できるから、(主君が否認すると)「(かつて行われた)授封」の承認を(それ以上)求めることができない、という意味に理解すべきであろう。なお、len の語を「授封」の意味で用いる例は、前出レーン法7・1（註・4の箇所）

に見られるだけでなく、ヒルシュやショットのように訳してしまうと、子たちは（もはや）その所領について「レーン法」（上の権利）を（いっさい）もたない（はず）なのに、どうして次註・10のような「助言」（ないし、忠告）が可能なのかという疑問にもつながりかねない、ということにも注意されたい。

10）これは、AVのsuadeo（＝私は助言、ないし、忠告する）の語に明らかなように、著者・アイケの「助言」（ないし、忠告）であるが、次のような「法的論理」に裏づけられたものと推定することができる。すなわち、子たちは（父の死にいたるまで）所領を占有（・支配）していなかったのだから、主君が（かつて、子たちに対して行った）「授封」を承認しなければそれは「無効」になり、彼等はそれ以上「授封」の承認を求めることはできない。しかし、彼等はその「年期」内であれば（前註・4の箇所を参照）主君に対して彼等の「相続権」にもとづいて（新たに）父の所領の授封を求めることはできるのだから、（かつて行われた）「授封」の承認にこだわらずに、改めて授封を求める方が賢明である、と。ただし、この点については、後出37・1＝AV 1・91を参照されたい。

35・2[1] [a]しかしながら、父と子たちがその所領について共同のまた同じゲヴェーレ（ene gemene unde ene gelike were）をもっている（＝共同で均等な占有権をもっている）場合[2]は、子たちは、父の死後、彼等（＝子たち）が（その授封を否認する）主君に対（抗）して[3]（その所領の）授封を彼等の年期内に[4]証人により立証するならば、父の所領を（立証・）取得することができる。[5)・a]

AV 1・90[1] [a]しかしながら、（その）レーンについての父と息たちの占有権（possessio）が共同でまた均等なもの（commnis et aequalis）である場合[2]は、息たちは、（彼等が）父の死後6週と1年以内に[4]（その）レーンについての証拠（beneficiale testimonium）を提示する（＝そのレーンの授封を証人により立証する）ならば、（その）レーンを（立証・）取得することができる。[5)・a]

1）こ（れら）の条項が「レーン法」ないしAVの叙述の流れの中で占める位置については、前出レーン法35・1＝AV 1・89、註・1を、また、そのレーン法35・1＝AV 1・89とのつながりについては、同条への註・2を参照されたい。

2）この箇所、「父と子たちがその所領について共同のまた同じwereをもっている場合」ないし「（その）レーンについての父と息たちのpossessioが共同でまた均等なものである場合」が前出レーン法32・1＝AV 1・83の「総手的（共同）受封」に当たることは、特にレーン35・2でgelike wereという前出レーン法32・1に見られ

たのと同じ表現が用いられていることによって確認することができるであろう。また、この箇所では、「レーン法」の were の語に AV では —— 前出 1・83と同じ ius ではなく —— possessio の語が対応しているが、そのことから、むしろこの AV 1・91の possessio の語が —— 前出 1・83の ius の語と同じく ——「権利」＝「占有権」を意味で用いられていることを確かめることができよう。

3）この箇所、「(その授封を否認する) 主君に対 (抗) して」という補訳を加えたのは、この条項が —— 前出レーン法35・1＝AV 1・89とのつながりから —— 子たちが父の死後、主君に対して (父とともに)「総手的に」授封されていた所領の「承認」を求めた際に、主君がそれを「否認」しようとした (ないし、「承認」しようとしなかった) ケースを扱っている、と理解したからである。(なお、後註・5をも参照されたい)。

4）この箇所、AV では「6週と1年以内に」と具体的に述べられていたことが、「レーン法」では単に「彼等の年期内」と言われている (前出レーン法35・1＝AV 1・89、註・4を参照)。

5）この場合、子たちが証人による立証を必要とするのは、主君がその所領を父と彼等に共同で (＝「総手的に」) 授封したことを「否認」した (ないし、「承認」しようとしなかった) からであり、主君がそのことを「承認」した場合にはもちろんそうした証明手続は不要であったはずである。なお、このことから、「(総手的) 共同授封」を受けた者のうちの一人が —— 彼等の間でまだ所領を分割していない間に —— 死亡した場合にも、遺された者 (たち) は主君に対して (改めて) その所領の「承認」を求める必要があった、と推定される。(この点については、前出レーン法32・3、註・2、および、35・1＝AV 1・89、註・5をも参照されたい)。

237

36[1] ある家臣が彼の主君に所領を、彼 (＝主君) がそれ (＝その所領) を (家臣が望む) もう一人の者に封与する、という条件で返還し (oplaten)[2] (たにもかかわらず)、それ (＝その所領) を主君が自ら保持することを望み、そして彼 (＝主君) がそれ (＝その所領) をかの (もう一人の) 者に封与しない場合、彼 (＝主君) はそのための (＝そのようなことをする) いかなる権利 (nen recht) をももたない、けだしそれ (＝その所領) は、彼 (＝主君) がそれ (＝その所領) をかの (もう一人の者) に封与するのでなければ、彼 (＝主君) に返還 (oplaten)[2] され (ることは) なかった (はずだ) からである。[3]

1）この条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものである。それと前出レーン法35・1（=AV1・89）および35・2（=AV1・90）とのつながり、さらに、後続のレーン法37・1（=AV1・91、1・92）とのつながりについては、後註・3でさらに後述するが、あらかじめ前出レーン法35・1（=AV1・89）、註・2を参照されたい。

2）oplatenの語については、前出レーン法16（=AV1・42）、註・3を参照されたい。

3）（前註・1で述べたように、AVに対応条項のない）この条項が「レーン法」のこの位置に「補足」された理由は、次のように考えられる。すなわち、（AV1・89に対応する）レーン法35・1は「主君が子たちに父の所領を封与し、父一人だけが彼の死にいたるまでその所領を彼のゲヴェーレの中にもっている場合」を扱っているが、「主君が子たちに父の所領を封与する」というのは具体的にいかなる事態を指すのかは、それにつづく（AV1・90に対応する）レーン法35・2と比較することによって推定できないわけではないが、レーン法35・1では明示的には述べられていなかった（レーン法35・1=AV1・89、註・2を参照）。そのことが明示的にはじめて述べられるのは（AVの条項で言えば1・91に対応する）レーン法37・1においてであるが、そのレーン法37・1では、――やがて後述するように――むしろ、父が所領を主君に返還しそれを息に授封してもらった場合には、息はその所領について「相続（された）レーン」としての、あるいは、「相続人としての」権利をもたない、ということが強調されている。そこで著者・アイケは、その前にこのレーン法36を補足して、家臣が（たとえば）息に授封してもらうという条件で所領を主君に返還した場合の主君の義務=家臣の「権利」を強調しておくことが必要である、と感じたのではないだろうか。

37・1[1] [a]父が彼の主君の面前で（vor sime herren）所領を彼の息に譲る（op let）（=その所領を主君が彼の息に授封するという条件で主君に返還し、それにもとづき彼の息がその所領を主君から受領した）[2] 場合、息はそれ（=その所領）について、[b]たとえそれ（=次のような権利）を父がもっていたとしても、[b] 相続レーン（ervelen）（としての権利）[3] をもたない、けだしそれ（=その所領）は彼（=息）に相続されていない[4] からである。[a] [c]誰か彼の相続レーン（ervelen）[5] を（主君に）返還し（op let）、[6] そしてそれ（=その所領）を（主君から）もう一度（ないし、改めて）受領する（ないし、した）者があれば、彼はそれ（=その所領）について相続レーン（ervelenes）（としての権利）[7] をもたない。[c]

AV1・91[1] [a]もし父が主君によって（a domino）（主君から受領した）いず

れかのレーンを息に譲る (resignare)（＝主君に返還してそれを息に授封してもらった)[2] ならば、息はこのレーンを相続権にもとづいて (hereditali iure) もつ（ないし、受領する)[3] ことをえない、けだし（このレーンは）彼に相続されていない[4] からである。[a]　**AV 1・92**　[c]同じように（＝同じ理由で)、レーン (beneficium)[5] を主君に返還し (resignare)、[6] そしてその後もう一度（改めて）同じレーンを授封された者は、これ（＝このレーン）について相続人としての権利 (hereditarium ius)[7] を失ったことになる。[c]

1）こ（れら）の条項の「レーン法」ないしAVにおける位置については、前出レーン法36、註・1と3で述べたことを参照されたい。

2）この箇所、試みに上掲・邦訳を、前出レーン法36とのつながりを無視して、あるいは、補訳抜きで読んでみていただきたい。そうすると、それだけでは次のように解されるおそれがあることに気づかれるであろう。すなわち、家臣は（そうしようと思えば）主君から受領し（自分が占有・支配している）所領（レーン）を息に「譲る」ことができるし、（さらにそれだけでなく）そのためには息が改めて主君からその所領（レーン）の授封を受けることさえ必要ないのではないか、という理解がそれである。こうした理解はもちろん「誤解」である。前出レーン法16＝AV 1・42、註・3で述べたように、家臣が（主君から「封与」された、換言すれば（生涯）「貸与」されているにすぎない）所領（レーン）を（放棄して）「譲る」ことのできる相手方は（ほんらい）主君しかありえず、また、（たとえば）後出レーン法59・3には「授封のないゲヴェーレ（＝所領（レーン）の占有・支配）はすべて不法である」と明記されているからである（後の点については、石川「ゲヴェーレ」、148～150頁を参照)。しかし、前出レーン法36に明らかなように、家臣は所領（レーン）を、主君がそれをもう一人の（家臣が望む）者に封与するという条件で「返還」することはできるから、所領（レーン）を主君に「返還」しそれを主君から息に「授封」してもらう、という形をとれば、家臣は――実質的には――息に所領（レーン）を「譲る」ことができる。ただしそれは、あくまでも家臣による「返還」と主君による息への「授封」を前提にしていることを忘れてはならない。前出レーン法36、註・1と3で述べたように、家臣による所領の条件つき返還を扱ったレーン法36が「レーン法」でこの37・1の直前に補足されたのは、まさに以上のことを明確にしたかったからである、と考えられる。（上掲・邦訳において、AVへの補訳は必要最低限度にとどめ、「レーン法」への補訳で以上のことを詳しく述べたのも、この点を考慮したからである。なお、この箇所のAVのテキストについて念のために一言しておくと、原文では pater si resignat filio aliqua beneficia a domino と前の文の最後に位置する a domino の語が――その前の文にではなく――その後につづく hereditali iure filius non habebit haec beneficia の文にかかるとすれば、たとえば「もし父が息のためにいずれかのレーン

を（主君に）返還する（ないし、した）ならば（ないし、したとしても）、息は主君からこのレーンを相続権にもとづいて受領することをえない」というように、上述したような「誤解」の余地をあまり残さずに訳すことができる。しかし、原文では（紛れもなく）a domino の後にコンマが付されているだけでなく、「レーン法」ではこの語に対応する形で（前の文に）vor sime herren の語が用いられており、こうした解釈を採るわけにはいかない。著者・アイケは、AV では a domino の語によって、また、このレーン法37・1では vor sime herren の語によって上述したような「誤解」を避けようとしたものの、結局それでは足りないと考えて前出レーン法36を補足せざるをえなかったのであろう、と推定される）。

3）「レーン法」の ervelen の語は、対応する AV の「相続権にもとづいてもつ」、および、「レーン法」と AV（の双方）でそれにつづく（註・4の箇所の）「（それは）彼に相続されていない」という文言から明らかなように、（息に亡父から）「相続（された）レーン」を意味する。（因みに、ラント法2・43・2には、「（相続人に）相続（された）アイゲン」という意味で erf egen の語が用いられている。この点については、石川「同じゲヴェーレ」（前出レーン法33・1＝AV 1・86、註・2）、1472～1473頁を参照されたい）。なお、ervelen をもつことが家臣にとっていかなる「権利」を意味するかについては、後註・7を参照されたい。

4）前註・3を参照。

5）この箇所、「レーン法」の ervelen の語は AV の beneficium の語に対応している。そのことからも、それが（亡父から）「（相続された）所領（レーン）」そのものを指し、そうした「所領」をもつことに伴う「権利」という含意をもたないことが確かめられるであろう。前註・3、および、後註・6と7を参照されたい。

6）この箇所の oplaten＝resignare の語は、その目的物である ervelen＝beneficium（前註・5を参照）がその後もう一度（＝改めて）主君から授封されるのだから、「返還する」相手方が「主君」であることは明白であろう。前註・2を参照されたい。

7）この箇所、「レーン法」の ervelenes の語には AV の hereditarium ius in hoc が対応しており、そのことからも、それが「亡父から相続された所領（レーン）」そのものを指す（前註・5を参照）のではなく、そうした所領をもつことに伴う家臣の「権利」を指していることは明らかであろう（前註・2を参照）。それならば、ervelen をもつ家臣は――亡父から「相続」されたものでないレーンをもつ場合とくらべて――どのようなメリットないし「権利」をもっているのであろうか。この問題は、私見によれば、後出レーン法37・3＝AV 1・93で論じられている（少なくとも、そこで論じられている問題と関係する）ので、同条項との関連において説明することにするが、ここではとりあえず次のことを指摘しておきたい。

この箇所、AV の hereditarium ius の語を Text I の Glossar（S. 131）は Erbrecht と訳している。しかし、この語を「相続権」と訳すと、（主君に所領（レーン）を返還しその再授封を受けた）家臣はその所領を息＝封相続人（レーン）に「相続させる」ことができない、と

いう意味になりかねない。(なお、Text I の Glossar (a. a. O.) は前註・3の箇所の hereditalis iure の語をも、erbrechtlich と訳しているから、hereditarius と hereditalalis という二つの形容詞は同義であると解した可能性が大きい)。もちろん家臣は、一般に（つまり、彼の所領(レーン)が亡父から相続されたものでなくても)、彼の所領(レーン)について「相続権」(＝息に「相続させる」権利）をもっているから、主君から (ervelen であった) 所領(レーン)の再授封を受けてそれを占有（・支配）している場合でも、それを息＝封(レーン)相続人に「相続させる」ことができる（たとえば、前出レーン法6・1＝AV 1・24、22・1～23・3＝AV 1・45～1・51（前半）を参照)。したがって、この箇所の hereditarius ius の語が――前註・3の箇所の hereditalis ius と同じく――「相続（させる）権利」を意味することはありえず、それは ervelen について家臣がもつ「権利」を意味する、と解さなくてはならない。そこで、J. F. NIERMEYER, Mediae latinitatis lexicon minus, S. 486 の"hereditarius"の項(＝1. (d'une personne) qui reçoit par heritage, 2. (d'une personne) dont la condition personelle est héréditaire) を参照した上で、上掲のように、「相続人としての権利」と訳したものである。

239

37・2 またいずれかの家臣がある所領について、彼（＝自分）に（は）彼がそれ（＝彼の所領）についてもっているのとは別な権利 (ander recht)（があること）を主張する（ないし、した）場合、彼（＝家臣）がその権利 (des rechtes)、彼（＝家臣）がそれ（＝その所領）について彼（＝自分）に（はそれがあると）主張する（ないし、した）それ（＝その権利）を立証（・貫徹）できない（ないし、できなかった）ならば、彼（＝家臣）はその所領についての彼の権利をすべて (al sin recht) を失ったことになる。[1)]

1）この条項は、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、特に前条＝レーン法37・1で ervelen について家臣がもつ「権利」について論じられたこととの関連で補足された（と考えられる）ことは、改めて指摘するまでもあるまい（前出レーン法37・1＝AV 1・91、1・92、註・2と7を参照)。なお、「ラント法」には、「なんぴとも彼が生まれつきもっている（＝生得の法）以外の法 (recht) を取得することはできない。しかるに、彼が法廷で彼の（生得の）法 (sin recht) を捨て（ないし、否認し)、さらに彼が、彼（＝自分）に（は）別な法 (en ander recht)（があること）を主張する（ないし、した）場合、彼がそれ（＝その法ないし主張）を立証（・貫徹）しえないならば、彼は（それらの法を）二つとも失うことになる」(1・16・1)、という条項がある。このレーン法37・2の補足に際して、

この条項が著者の念頭にあった可能性は決して小さくはないであろう。

37・3[1] [a]ある所領について適法な（ないし、法定の）ゲヴェーレ（の権利）(de rechten were)[2] をもつ者があれば、その者はそれ（＝その所領）を、適法な（ないし、法定の）ゲヴェーレ（の権利）[3] を欠く（＝もたない）者よりも（より）優る権利をもって（mit mereme rechte）、（自分のレーンとして）立証・取得することができる。[a)・3)]

AV 1・93[1] [a]もし誰かが所領について適法（ないし、正当）な占有権（warandia iusta）[2] をもっていれば、（その者は）占有（権）（possessio）を欠く者よりも優る権利をもって（maiori iure）、（その）所領を（立証・）取得することができる、[a)] [b)]それ（＝適法な占有権）をレーン法廷で（iure beneficiali）（証人により）立証することができる場合は。[b)・4)]

1）こ（れら）の条項は、それだけを（前に位置する諸条項と切り離して）読むと、一見、あまりにも当然のことを述べているにすぎない、と思われるかも知れない。しかし、前出レーン法37・1＝AV 1・91、1・92と関連させて読むと、そこには重要な問題が伏在しているのではないか、と考えざるをえなくなるはずである（特に、後註・4を参照されたい）。なお、このレーン法37・3については、かつて石川「ゲヴェーレ」、163～164頁でも論じたことがある。そこで述べたこと、特に「封与（レーン）された（スグート）所領についての適法なゲヴェーレもまた、突きつめてみれば、占有そのものではなく、そのための法的根拠＝権原にほかならない」という点、については、今でも基本的に正しかったと考えている（石川「同じゲヴェーレ」――前出レーン法33・1＝AV 1・86、註・3 ――、1473頁以下を参照されたい）。ただし、以下の後註には、旧稿に対する「補足」ないし「補正」が含まれていることに注意されたい。

2）この箇所、AVで「レーン法」の de rechten were の語に対応しているのは warandia iusta の語であり、しかも warandia の語は（行末にではなく）行中に、つまり、韻を踏むために possessio の語を避ける必要のない箇所に、姿を見せる。前出レーン法30・1＝AV 1・80、註・8でも述べたように、warandia の語は、AV 1・20（＝レーン法5・1）、1・26（＝レーン法7・3）、1・30（＝レーン法10・3）、1・42（＝レーン法16）、1・80（＝レーン法30・1）、1・103（＝レーン法13・1）、1・121（＝レーン法52）、1・122（＝レーン法53）、1・123（＝レーン法53）、1・127（＝レーン法62・1）、3・4（＝レーン法71・19、71・20）などでも用いられている

が、iustaという形容詞が付されているのは、このAV 1・93だけである。

これに対して、「レーン法」ではrechte (ge)wereの語が――「ドイツ語第1版」に限ると――13・1（=AV 1・103）、13・4（=AV 1・38）(rechte gewere、ただし異本ではrechte were――Text, S. 33の下欄を参照)、14・1（=AV 1・40）に（念のために付け加えると、さらに「ドイツ語第2版に」に属するレーン法26・9、および、「ドイツ語第3版」(=「第3次テキスト」）に属するレーン法31・2にも）姿を見せる。しかし、レーン法13・4と14・1に対応するAV 1・38と1・40では、(「レーン法」のrechte (ge)wereに対応する箇所で）単に（=iustaという形容詞のつかない）possessioの語が用いられており（それぞれの条項の註・9と註・13の箇所を参照)、また、特にレーン法13・1は、(それに対応するAV 1・103ではrechte wereの語に対応する箇所で単にwarandiaの語が用いられているだけでなく)、AVではもともと（レーン法41に対応する）1・102の直後に位置していた条項を（重要な実質的改訂を加えた上で）大幅に前方へ移したものである。(この点については、同条への註・1、2、7、11を、さらに、レーン法13・1が前方に移されしかもそこにrechte wereの概念が登場したことで、レーン法13・4とAV 1・38の間にどのような差が生まれたかについては、同条への註・10を参照されたい)。

したがって、「レーン法」のテキストを最初からこの37・3まで読んできた者は、この条項のrecht wereの語でまずレーン法13・1ですでに用いられていたrechte wereの語を想起（し、さらにいわゆるrechte Gewere概念とのつながりをも考慮）することになるであろうが、AVのテキストだけを最初からこの1・93まで読んできても、この条項に（はじめて）現れるwarandia iustaの語について、そこに付されたiustaの語（がいわゆるrechte Gewereの概念のrechteの対応するなどと考える手がかりはまったくなく、それ）は単なる（=実質的な意味をほとんどもたない）形容詞にすぎない、と解することになるであろう。ひきつづき次註・3を参照されたい。

3）この箇所、AVでは「レーン法」のrechte wereの語には――前註・2の箇所のwarandia iustaではなく――possessioの語が対応している。とりあえずText IのGlossar (S. 138) を手がかりにして調べてみると、このpossessioの語は、1・19、1・21、1・22 (Tsxt IのGl. では脱落)、1・23、1・24、1・25、1・29、1・33、1・38、1・39、1・40（2回)、1・89、1・90、(この）1・93、1・94（2回)、1・95、1・97、1・98・a、1・98・b（2回)、1・99、1・101、1・102、1・121などで用いられている。Text IのGlossarは、このうち1・38（=レーン法13・4)、1・40（=レーン法14・1）(の1箇所)、1・94（=レーン法38・4）(の1箇所)、以上3箇所だけをBesitzrechtと訳し、他はすべてBesitzと訳している。したがってそこでは、このAV 1・93のpossessioの語もBesitzと解されているのだが、見過ごすことのできないのは次の点である。すなわち、そこでBesitzrechtと訳された3箇所のうち、1・38（=レーン法13・4)、1・40（=レーン法14・1）(のうちの1箇所）は、「レーン法」のrechte (ge)wereの語に対応しており、

さらに1・94（＝レーン法38・4）（のうちの1箇所）は、やがて後述するように、「レーン法」ではgewereを受けた代名詞seになっているが、このgewereは（法廷で）「判決をもって剥奪される」ものであって、当然「占有権」を意味する、ということがそれである。さらに、AV1・90（＝レーン法35・2）のpossessioの語も――「占有」ではなく――「占有権」を意味することは、先行するAV1・83（＝レーン法32・1）と比較すれば疑問の余地がなく（前出レーン法35・2＝AV1・90、註・2を参照）、また、AV1・24（＝レーン法6・1）と1・25（＝レーン法6・2）のpossessioの語も――少し考えると――（「占有」ではなく）「占有権」を意味することがはっきりするはずである（前出レーン法6・1＝AV1・24、註・1、および、6・2＝AV1・25、註・1を参照）。以上のことを考えると、このAV1・93の（「レーン法」のrechte wereの語に対応する）possessioの語も当然「占有権」と訳すべきである、と考えなければならないが、上掲・邦訳においては――結論を先取りしないために――（控え目に）「占有（権）」と訳しておいた。ひきつづき次註・4を参照されたい。

4）前出レーン法13・1はde rechten were（の権利、ないし、概念）を次のように「定義」している。「（ある）家臣が彼の所領（レーン）を受領したのち、6週と1年、主君の（法廷における）正式な異議（申立を受けること）なしにそれを彼のゲヴェーレにおいてもっている（＝レーンとして占有・支配している）（こと）、ただし人（＝誰か）がこのゲヴェーレ（＝占有・占有権）を（法廷における）正規の訴えをもって（mit rechter klage）破らない限り」と。したがって、こうした「定義」（および、Gewereに関する通説）を前提する限り、このレーン法37・3は具体的には次のようなことを述べている、と解されることになる。すなわち、「ある所領（レーン）を6週と1年（以上）平穏に（＝主君から異議申立を、また、誰かから正規の訴えを受けることもなく）（レーンとして）占有（・支配）している者は、それを6週と1年（以上）平穏に（レーンとして）占有（・支配）していない者よりも優る権利をもって、それを自分の（＝主君から自分に授封された）所領（レーン）として立証・取得することができる」、ということがそれである。しかしこうした解釈には、二つの点で重大な難点がある。①もしある家臣が彼の所領（レーン）を現実に6週と1年（以上）「占有」（・支配）していたのだとすれば、その間それを彼と同じように現実に「占有」（・支配）していた者はほかにいないはずであり、（敗訴する）もう一人の家臣については、「de rechten were（＝6週と1年（以上）の平穏な占有・支配）を欠く」とする必要はなく、単に「de were（＝所領（レーン）の占有・支配）を欠く」とすれば足りたはずである。それなのに、なぜこのもう一人の家臣についても「de rechten were を欠く」としてわざわざrechte were（の権利）を持ち出したのか。②このレーン法37・3は、ervelen（の権利）を扱った前出レーン法37・1（および、それを補足したレーン法37・2）の直後につづいている。しかし、上述したような（rechte were を事実としての6週と1年以上に及ぶ所領（レーン）の占有・支配とする）解釈を採ると、このレーン法37・3で述べられていることが

（直前の条項に出てくる）ervelen（の権利）どう関係するのか、という問題に答えることはできそうにない。以上二つの難点がそれである。

ここで、（前出レーン法37・1では留保しておいた）ervelen（についての権利）とは何か、という問題を考えてみよう。一般に、主君から授封された所領（レーン）を「占有」（・支配）している家臣が死亡すると、その息は「封（レーン）相続人」としてそれを「相続」する権利をもっている（前出レーン法6・1＝AV 1・24、11・1＝AV 1・33、22・3＝AV 1・48、23・1＝AV 1・50などを参照）。しかし、レーン法37・1の場合は、息（および、家臣本人）が亡父（あるいは、本人）のervelenであった所領（レーン）を――「相続」以外の仕方ではあれ――主君から授封されそれを「占有」（・支配）するのだから、この点は主君から授封される所領（レーン）がervelenであろうとなかろうと（AVの表現を借りると、「相続権にもとづく」ものであろうとなかろうと）同じことであり、ervelenについての（特別な）権利がもしあるとすれば、それは息＝封（レーン）相続人が父の死後その所領を「相続」し（て主君から授封され）た後の事態について問題になる「権利」であるはずである。

ここで想起それるのは、子が未成熟（＝満12歳未満）の間に父の死亡によって子に帰属した所領（レーン）については、子に（亡父のもっていた）rechte gewereの権利も相続される、という趣旨のことを述べた前出レーン法26・9の記述であろう。この条項は、しかし、「ドイツ語第2版」に属するものであり、後述するような問題もあるので、それは括弧に入れることにして、前出レーン法26・1～26・11（ないし、AV 1・64～1・72・a）の諸条項のうち「ドイツ語第1版」（ないし、AV）のテキストで述べられていることに限って、未成熟（＝満12歳未満）の封（レーン）相続人が亡父の占有（・支配）していた所領を授封された場合、彼がそれについてもつ権利を復習してみよう。

一般には、封（レーン）相続人は父の死後1年と1日（ないし、6週と1年）以内に主君に対して亡父が占有（・支配）していた所領の授封を求めなければならない（前出レーン法22・1＝AV 1・45）のに対して、未成熟の封（レーン）相続人は成熟（＝満12歳）に達してから6週と1年以内に主君に対してその授封を求めればよい（前出レーン法26・1＝AV 1・64、註・1を参照）。しかし、一般には、封（レーン）相続人は主君に対して亡父の所領の授封を求めるべき（1年と1日ないし6週と1年以内の）年期の間、亡父の所領を占有（・支配）することができる（前出レーン法6・1＝AV 1・24）のに対して、未成熟の子は主君に対して亡父の所領を授封を求めてそれを授封されるまでの間は、原則として、亡父の所領（レーン）を占有（・支配）することができない。封（レーン）相続人が未成熟の間でも法定後見人に連れられて主君の許へ赴き亡父の所領（レーン）の授封を求めれば、主君はそれに応じて彼に亡父の所領を授封しなければならないが、その場合でも、（亡父のレーンであった）所領のうち小作人に貸し出されていたものについては、原則として、主君がangevelleないしanevelle＝「所領収益取得権」をもち、また、（angevelleないしanevelleを主君自身がもっている限り）、（亡父の）家臣に

又授封されていたものについては、家臣の（軍事的）勤務（＝軍役義務）は――封相続人に対してではなく――主君に対して行われるからである（前出レーン法26・2、および、レーン法26・6＝AV 1・71・b、1・72・aを参照）。つまり、この場合、主君が亡父の所領を（レーン法上の）「後見人としての地位にもとづき」占有（・支配）しているのである。もちろん主君は、未成熟の封相続人に亡父の所領を授封した場合、その「所領収益取得権」を自らもたずに封相続人（本人）またはその「法定後見人」に封与することもできる。ただし、この場合、法定後見人に「所領収益取得権」が封与された場合はもちろん、それが未成熟の封相続人（本人）に封与された場合についても、封相続人に封与された所領を「レーン法上の、または、法定後見人としての地位にもとづき」実質的に管理ないし占有（・支配）しているのは、封相続人ではなく、「法定後見人」であることを見落としてはならない（この点については、「ドイツ語第1版」では前出レーン26・8および26・11が、未成熟の封相続人に対する授封を説いたレーン法26・5と26・6の後に補足とされていることに注意されたい）。しかもこの場合、主君や法定後見人による所領の「占有」（・支配）は（後見人としての地位にもとづき）適法に行われているので、封相続人がそれに対して「正式な異議」を申し立てたり、「正規の訴え」を起こすことは（まず）ありえないし、また、未成熟の子が所領を授封されてから彼が成熟に達して所領を自ら占有（・支配）するまでの期間は6週と1年以上に及ぶ場合が多い、と考えられるから、主君や後見人は、表見上、その所領についてrechte were の権利を取得することになりかねない（この点については、このレーン37・3＝AV 1・93でmit mereme rechte = maiori iure と比較級の形容詞が用いられていて、rechte were ないしpossessio を欠く者も何がしかの「言い分」＝法的根拠をもっていることが示唆されていることにも注意されたい――石川「同じゲヴェーレ」（前出レーン法33・1＝AV 1・86、註・3）、註・39と58、および、それに対応する本文を参照）。

前出レーン法37・1で扱われているervelen（についての権利）を以上の所見と併せ考えると、このレーン法37・3で著者が述べようとしたのは、大要、次のような趣旨のことである、と見当がつくであろう。すなわち、封相続人が未成熟の間にervelen＝「（亡父から）相続（された）レーン」を授封された場合、彼は自らその所領を「占有」（・支配）することはなく、（したがって）その所領を「後見人としての地位（＝後見権）にもとづき」占有（・支配）している主君や法定後見人に表見上rechte were（の権利）が成立するかに見える事態になりうるが、封相続人は――たとえそれを「占有」（・支配）していなくても――ervelenについては（亡父から）rechte were（の権利）を継承しているから、「占有」の欠如あるいは他の者（＝主君や法定後見人）の6週と1年以上に及ぶ（平穏な）所領の「占有」（・支配）によって、ervelenについてのrechte were の権利を失うことなく、成熟（＝満12歳）に達した時にそれをrechte were の権利にもとづき（自分の）レーンとして「占有」（・支配）することができる。――以上がこの条項で著者が言いたかったことなのである。

このレーン法37・3の論旨が以上のようなものであるとすれば、前出レーン法37・1で述べられていたervelen（についての権利）も、自ずから次のように理解することができよう。すなわち、ervelenとは（亡）父がそれについてすでにrechte wereの権利をもっていた所領であり、それが封（レーン）相続人に相続され主君から授封された場合、彼は、それを6週と1年「占有」（・支配）するまでもなく、その所領とともにrechte wereの権利をも継承することになる（したがって、ervelenと（一般の）recht lenの相違は、それを授封されてから6週と1年の間、つまりrecht lenについてもrechte were（の権利）が成立するまでの間に限られるのではないか）、というように——。なお、以上のような（特にレーン法37・3の「rechte were を欠く者」という表現が、「所領を6週と1年（以上）占有し、表見上rechte were（の権利）をもっているかに見える者」を指すという）私見は、「レーン法」ではこの37・3にひきつづき（同じく、表見上rechte were（の権利）が成立するかに見えるケースを扱った）レーン法38・1と（それを承けた）38・2が補足されていることによっても支持されるであろう。

しかし、以上のような私見が正しければ、最も重要なのはrechte wereの概念の理解にかかわる次のような事実であろう。すなわち、一般には6週と1年（ないし、1年と1日）以上に及ぶ平穏な「占有」（の事実）を前提とするrechte wereの権利が、ここでは、未成熟（＝満12歳未満）の封（レーン）相続人に限ってではあれ、（授封されただけでまだ「占有」されていない）ervelenについて認められている、という事実がそれである。そこには、rechte wereの本質が——単なる6週と1年（ないし、1年と1日）以上に及ぶ所領の「占有」（の事実）にあるのではなく——所領の「占有権」＝占有のための「権原」（ないし、そのため証明手段）という点にあることが、きわめて明確な形で示されているからである。（この点については、石川「同じゲヴェーレ」（前出レーン法33・1＝AV1・86、註・3）1473～1479頁を参照されたい）。また、AV1・93を前註・2と3で述べた同書におけるwarandiaとpossessioの用語法を念頭に置いて読み直してみると、rechte wereの概念が用いられている「レーン法」とは異なり、そこで問題になっているのは「占有」ではなく「占有権」であることが比較的判りやすく書かれているので、——そこから6週と1年という期間を読み取ることはできないという点を除くと——、レーン法37・3について上述したのと（基本的には）同じ論旨のことを述べたものであることが、比較的すんなりと理解できるであろう。

なお、「ドイツ語第2版」に属する前出レーン法26・9は、子が未成熟（＝満12歳未満）の間に「ラント法上またはレーン法上（前の持主の）死亡によりその子に帰属した所領」について、子は「彼の適法な（ないし、法定の）、そして彼がもつと早くからもっていたゲヴェーレ（の権利）」（sine rechten unde sine erren gewere）を（特に、亡父から）「相続されている」という趣旨のことを述べているが、少なくとも（レーン法上子に「相続」された）レーンに関する限り、そこで述べられていることは、このレーン法37・3の論旨と合致する、と言うことができる。ただし、「ラ

ント法」には、(未成熟の子に相続された) アイゲンについて rechte (ge)were の権利も併せて「相続」されるという趣旨の記述はなく、もし「ドイツ語第2版」がアイケ自身の手に成るものであるとすれば、ラント法上相続されたアイゲンについては「rechte (ge)were が子に相続された」という言い方はしなかったのではないか、と考えられる。「ドイツ語第2版」の問題については、前出レーン法30・1、註・8、および、33・3、註・4をも参照されたい。

240

38・1 [1] 誰か彼 (＝自分) が下級主君から受領している (ないし、受領した) 所領を、上級主君に (deme overen herren)[2] 返還する (op let)[3] 者 (＝家臣) があり、それ (＝その所領) を彼 (＝その家臣) 自身が再び (上級主君から受領し)、あるいは、もう一人の者 (＝別な家臣) が (上級主君からそれを) 受領し (＝授封され)、そして彼 (＝その家臣、または、もう一人の者) がそれについて (＝その所領を) 1年と1日[4] (下級主君から) (法廷における) 正式な異議 (申立を受けること) なしに (ane rechte wedersprake)[5] 占有し (besit)、[6] そしてその所領が (法的に) 当然帰属する (べき) (geboret) かの者 (＝下級主君)[7] がそのことについて (ないし、そのことを) 知らない (ないし、知らなかった) 場合、彼 (＝下級主君) がそのこと (＝彼の家臣が彼の所領を上級主君に返還してその再授封を受け、あるいは、その所領がもう一人の家臣に授封されて、彼が訴えを起こさないまま彼の家臣あるいはもう一人の家臣がその所領を1年と1日以上平穏に占有・支配していたこと) によって敗訴する (verlesen) (ないし、敗訴しその所領を失う)[8] ことはありえない (ないし、あってはならない)、彼 (＝下級主君) が彼の年期内に[9] (次のこと、すなわち)、彼の家臣がその所領を (上級主君に) 返還し (てい) た (gelaten hadde)[10] ことを知らなかった旨、彼の (否認、ないし、潔白の) 宣誓を行い、そして、そのことが彼 (＝下級主君) に知られ (るようになった) た時、直ちに彼 (＝下級主君) がそのことについて訴えを起こす (mit klage begripet)[11] ならば。その場合、彼等 (＝下級主君とその家臣) のうち、上級主君[2] に対して、彼 (＝自分) の最初 (ないし、より早期) のレーンのゲヴェーレ (sine ersten lenes gewer(e)) (＝自分の方が上級主君から最初に、ないし、より早くその所領をレーンとして (占有・支配する権利を) 授封されていたこと) を、彼 (＝上級主君) の家臣 (6人) と自分とも7人の証人により立証する[12] ことのできる者が、その所領を立証・取得する

（ことになる）。[13]

1）この条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、表見上 rechte Gewere（の権利）が成立するかに見えるにもかかわらず、その権利が成立しないケースを扱っている。その点、および、この条項がこの位置（つまり、レーン法37・3＝AV 1・93の直後）に補足された理由については、同条への註・4を参照されたい。また、この条項については、すでに石川「ゲヴェーレ」、151～152頁で論じたことがある。併せて参照されたい。

2）de overe herre の語については、前出レーン法29・1（＝AV 1・75・前段）、註・3で述べたことを参照されたい。

3）oplaten の語については、前出レーン法16（＝AV 1・42）、註・3を参照されたい。

4）ここでは、家臣による所領の（平穏な）占有の期間が「1年と1日」とされているが、「レーン法」における rechre were（概念）の「定義」的条項である前出レーン法13・1（＝AV 1・103）における「6週と1年」という規定にもかかわらず、それによって著者の言わんとすることが、「一般には（あるいは、表見上）rechte were（の権利）が成立するために必要な期間」である、ということは明らかであろう。この点については、前出レーン法13・1（＝AV 1・103）、註・3、レーン法14・4、註・4、および、レーン法25・1（＝AV 1・57）、註・12で述べたことを参照されたい。

5）ane rechte wedesprake の語については、前出レーン法10・5（＝AV 1・32）、註・6を参照されたい。

6）besitten の語は、（ここでも）、家臣が（彼は所領を「不法に」上級主君に「返還」したのだから）ほんらいそれについての「占有権」を欠くにもかかわらず問題の所領を（上級主君から彼に授封されたレーンとして）「占有」（・支配）していることを指しており、前出レーン法14・1（註・11の箇所）およびレーン法22・3（註・3の箇所）と同じく、そうした法的に問題のある「占有」を指すために意識的・自覚的に選ばれたもの、と考えられる。

7）この箇所で、「下級主君」について「法的に当然帰属する」という意味の geboren（＝gebühren）の語が用いられているから、著者はこのケースについては、所領がほんらい下級主君のものであり、（彼が訴えを起こせば）当然下級主君が勝訴する、と考えていたことを確認できるであろう。（なお、例外的に下級主君が敗訴する場合については、直後に位置するレーン法38・2で述べられる）。

8）verlesen の語（が目的語をもたない場合）については、前出レーン法14・4、註・7を参照されたい。

9）この箇所の「彼（＝下級主君）の年期」がいつからいつまでなのか、具体的には述べられていないが、下級主君は（彼の）家臣が問題の所領を上級主君に「返還」し

たこと、および、(その、あるいは、もう一人の) 家臣がそれを上級主君から授封されて1年と1日 (以上)「占有」(・支配) していたことを知らなかったのだから、家臣が上級主君に所領を返還し、あるいは、上級主君からそれを授封された時から「1年と1日」(ないし、「6週と1年」) とは考えられず、下級主君がその事実を知ってから「1年と1日」(ないし、「6週と1年」) (以内) ということになるであろう。

10) この箇所の laten の語が、前註・3の箇所の oplaten の語と (実質的に) 同じことを指していることは明白であろう。この点についても、前出レーン法16 (=AV 1・42)、註・3を参照されたい。

11) この箇所の mit klage begripen の語は、ラント法1・2・4の mit klage vor gerichte begripen (=訴えをもって (ラント) 法廷に持ち出す) と同じ用例に属する (だけでなく、おそらく後者を継承した) ものと思われるが、このレーン法38・1の用例においては、(vor gerichte の語が削除されているだけでなく)、(たとえば前出レーン法14・1、註・12の箇所に見られる) mit rechter klage ではなく、単に mit klage と言われていることが注目される。この条項における下級主君による訴えが上級主君の「レーン法廷」でなされることは明白であるから、こうした用語法は、rechte klage は (原則として)「ラント法廷」に持ち出される、という私見 (前出レーン法11・1=AV 1・33、註・5と7、および、レーン法33・1=AV 1・86、註7と8を参照) を裏から支持してくれる可能性があるからである。

12) やがてレーン法38・3で、また後にレーン法74・2で後述されるように、lenes gewere は (同じ主君の) 家臣仲間6人と自分とも7人の証人によって立証すべきものとされている。これらの条項においても、lenes gewere の語は、「あるレーンを (現に) 占有 (・支配) している事実」ではなく、「(ある) 所領をレーンとして占有 (・支配) するための権利または権原」の意味で用いられているが、このレーン法38・1においては、一般には (下級主君の方が彼の家臣よりも早くに問題の所領を授封されているから) 下級主君が勝訴することが想定されている (前註・7を参照) にもかかわらず、下級主君は問題の所領を (彼の家臣に奪われて) 現実には (1年と1日以上にわたり) レーンとして「占有」(・支配) していない (だからこそ彼が「そのことについて訴えを起こ」さなければならなかったのである)。そうだとすれば、この条項の lenes gewer(e) の語が、「(ある) 所領をレーンとして (現に) 占有 (・支配) している事実」を意味することはありえず、「(ある) 所領をレーンとして占有 (・支配) するための権利または権原」、または、(具体的には)「(この場合は、上級) 主君による授封」を指す、と解さなくてはならない。(なお、前出レーン法13・1 (=AV 1・103)、註・9の箇所の lenes gewere の語も、同註で述べたように、具体的には「(主君による) 授封」を指している。この点については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV 1・86、註・3を参照)、1476～1478頁をも参照されたい。なお、Text, S. 59 ではこの語が lenes gewer となっているが、同上・下欄の異本、および、Ho., II 1, S. 243

によれば、正しくは lenes gewere（ないし、geweren）のミス・プリントと思われる）。

13）以上の註、特に註・4、6、7、10などによって、このレーン法38・1が――すでに前註・1でも述べておいたように――ある家臣が（下級）主君から授封した所領を上級主君に返還し、彼自身（または、もう一人の家臣）がそれを上級主君から（改めて）授封されて、それを「1年と1日以上（平穏に）占有（・支配）している」（したがって、表見上、彼（または、もう一人の家臣）に rechte Gewere（の権利）が成立しそうに見える）場合でも、下級主君がその事実を知ってから「年期内」に訴えを起こせば、この家臣（または、もう一人の家臣）がそうした（ほんらい「不法な」、つまりその所領をレーンとして占有・支配するための「権原」を欠く）「占有」（・支配）によって rechte Gewere（の権利）を取得することはない、ということを論じたものであることは明らかであろう。この条項において特に注目されるのは、――前出レーン法33・1（＝AV 1・86）に引用した「ラント法」における rechte were の「定義」的条項、ラント法2・44・1が、（一般に）（所領について占有権をもつ正当な権利者が他の者に所領を奪われた場合、相手方に rechte were（並み）の権利が成立するのを防ぐためには、所領（の占有）を奪われてから）「1年と1日以内に」rechte klage を起こさなければならない、としているのとくらべても――、下級主君のもつ「占有権」ないし「占有のための権原」がさらに手厚く保護されていることである。それは、もちろん、家臣による（その所領を授封した下級主君ではなく、それを授封したことのない）上級主君への所領の「返還」は法的にはもともと「無効」な「脱法行為」であることを示しているが、そのこととの関連で、最後にもう一つ補足しておきたいことがある。すなわち、この場合、なぜ下級主君が家臣の（上級主君に対する）そうした「不法な」所領の「返還」を「1年と1日以上」にわたって知らないというようなことが生じうるのか、また、なぜそのことが――ラント法2・44・1の場合よりも――（言わば）大目に見られる（あるいは、見られなければならない）のか、という問題がそれである。

この問題に答えるためには、まず、ある所領をレーンとして占有（・支配）するというのは（具体的に）どういうことか、をはっきりさせる必要がある。一般に、家臣は主君から授封された所領（レーン）（の一部）を小作人に小作地（tinsgut）として貸し出しそこから小作料（tins）を徴収することもできるし、あるいは、それ（ないし、その一部）を自分の家臣にレーンとして（又）授封することもできる。ある家臣が所領をレーンとして占有（・支配）するというのは、所領をそのいずれか（あるいは、双方）の仕方で占有（・支配）していることである（この点については、特に前出レーン法14・1＝AV 1・39を参照されたい）。これらのうち、家臣が所領（の一部）を小作地として貸し出している場合（それは、すぐ後のレーン法38・2で、(hevet dat gut) in sinen weren mit der nut と言われている場合である）には、家臣は年に1度は必ず小作料を徴収（しようと）するはずだから（小作料を徴収する時期や誰がそれを支払うべきかについては、ラント法2・58・2～2・59・2に詳述されている）、もしそうし

た所領（の占有）が誰かに「奪われた」（＝誰かが小作料を「横領」した）とすれば、家臣は（おそくても）「1年と1日以内」には必ずそのことを「知る」はずである。（因みに、ラント法2・44・1に先行する「不動産訴訟」にかかわる諸条項においては、もっぱらこの意味で所領が「奪われた」ケースが問題になっている――前出レーン法33・1（＝AV1・86）、註・3に挙げた石川「同じゲヴェーレ」を参照されたい）。これに対して、ある家臣（この条項の場合の「下級主君」――以下「下級主君」という）が自分の家臣（この条項の場合の「家臣」――以下「家臣」という）に（又）授封している所領（レーン）については、家臣は下級主君に対して「軍役義務」（ないし、軍事的勤務）と「参廷義務」という二つの（主要な）義務を負う（だけであって、年に1度小作料ないし「年貢」を納めることはない――前出レーン法4・1（＝AV1・9～11）、および、レーン法4・4（＝AV1・16）を参照）。したがって、家臣が（下級）主君から頻繁に「軍役」（ないし、軍事的勤務）を求められてそれに従事し（特に授封された所領（レーン）の規模に応じて兵員を拠出し）なければならない、といった状況がなくなって、（事実上）、「参廷義務」だけを果たせばよいというような状況になってくると、（特にこの条項の家臣が下級主君から授封した所領の一部だけを上級主君に返還した場合、あるいは、その全部を返還しても素知らぬ顔で下級主君のレーン法廷に参画しつづけた場合には）、家臣が（下級主君から授封した）所領（の一部）を上級主君に「返還」したことを下級主君が「1年と1日以上」知らないでいる（そして、それを下級主君の責に帰するわけにいかない）、という事態が生ずることは十分考えられるのである。（なお、上級主君が――自ら怪しむことなく――実は下級主君に授封した所領を家臣から「返還」されたことについても同じことが問題になりうるが、上級主君は（一般に）下級主君よりも多くの家臣をもち多くの所領を封与している、という事情もあるはずであるし、特に問題の家臣が（下級主君の家臣であると）同時に上級主君の家臣でもあった場合には、上級主君が家臣による所領の「返還」を怪しまなかったとしても、格別不思議ではあるまい。なお、家臣が下級主君から授封した所領を上級主君に「返還」することは、（少なくとも家臣が下級主君から訴えられた時、直ちに自分の非を認めずに、そのことの正当性を主張した場合には）、前出レーン法14・2（＝AV1・41）の「家臣がその所領についてそれを受領した主君の面前で別な主君から授封されたレーンである」と主張するケースに当たるから、（彼が敗訴した場合）、「家臣はその所領についてもはやいかなる権利をももたない」、つまり、それを下級主君から授封されたレーンとしてもつこともできないはずである）。

38・2[1] しかしながら、家臣が（次のこと、すなわち）、（下級）主君[2]から彼の（＝（下級主君から）自分に封与されていた）所領（レーン）が（上級主君の）レーン法（廷の判決を）をもって（mit lenrechte）剥奪（verdelen）された[3]こと、あるいは、彼（＝下級主君）がそれ（＝自分に封与されていた）所領を（上級主君に）返還した（opgelaten hebbe）した[4]ことを、証人により立証しうるならば、その（下級）

主君[2]の証言（ないし、立証）は却けられたことになる。[5]（ただし）たとえその家臣がその所領を利用（ないし、用益）を伴う彼のゲヴェーレの中にもっていても（Al hevet de man dat gut in sinen weren mit der nut）（＝その家臣がその所領を小作人に小作地として貸し出しそこから小作料を徴収するという仕方で占有・支配していても）、[6] そのことのゆえに彼の（下級）主君から（その所領についての）レーンのゲヴェーレ（de lenes gewere）（＝その所領をレーンとして占有・支配する権利）[7]がその分だけ遠ざけられる（＝奪われる）（deste verner is）ことはない。[8]

1）この条項は、AVに対応条項がなく、直前のレーン法38・1を承けて、それと同時に「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、その点についても、前出レーン法37・3（＝AV 1・93）、註・4で述べたことを参照されたい。

2）前条（＝レーン法38・1）とのつながりから、ここで（単に）「主君」と言われている者が前条の「下級主君」を指すことは、改めて指摘するまでもあるまい。

3）verdelenの語については、前出レーン法8・1、註・1を参照されたい。その判決をもって（下級）主君の所領（レーン）を剥奪することができる「レーン法廷」は、言うまでもなく、その所領（レーン）を（下級）主君に授封した上級主君のそれに限られる。なお、後註・5を参照されたい。

4）このoplatenの語については、前条＝レーン法38・1、註・3（の箇所のそれ）を参照。この点についても、次註・5を参照されたい。

5）ここまでの前段が前条（＝レーン法38・1）の「例外」を述べようとしたものであることは改めて指摘するまでもあるまい。すなわち、前註・3と4の箇所に挙げられている二つのケース（＝下級主君から（上級主君の）レーン法廷の判決をもって（家臣に授封されていた）所領が剥奪された場合、および、下級主君が（家臣に授封されていた）所領を（上級主君に）返還した場合）においては、その所領は上級主君にとってledichになり（＝上級主君の手に戻り）、家臣は上級主君にその「授封更新」を求めることができ（前出レーン法25・1＝AV 1・57、1・58を参照）、したがって、（少なくとも下級主君が6週と1年以内にそれを「引き戻さなかった」＝それを「再授封」されなかった限り ―― 前出レーン法16＝AV 1・42を参照）、前条（レーン法38・1）で述べられているように、家臣がその所領を上級主君に「返還」し、また、上級主君がその（家臣から「返還」された）所領をその家臣自身やもう一人の（＝別な）家臣に封与することには法的に何の問題もない。それだけではなく、家臣がその所領を上級主君に（条件つきで）「返還」しそれを（家臣の望む）もう一人の者（たとえば、彼の息）に封与してもらうことさえ可能なはずである（前出レーン法36を参照）。上述した二つの場合に「下級主君の（自分は家臣が問題の所領を上級主君に返還したことを知らなかったという）証言（ないし、抗弁）が却けられたことになる」のも、もちろん

このためである。

6）この箇所で sine were mit der nut と言われているものは、前出レーン法14・1（＝AV1・39）と比較することによって、そこ（註・3の箇所）で「ある所領について一人の者しかもちえない」され、また、（註・4の箇所で）「ある所領を in nut unde in gelde（利用の中と収益の中に）もち、それ（＝その所領）から tins（小作料）を取得する者」がもつとされている gewere と同じものであることが判るはずである。この点については、特に同条への註・4を参照されたい。上掲・邦訳においてこの語に「（ないし、用益）」という補訳を施したのはそのためである。なお、「（＝たとえその家臣が……（以下）……）」の補訳については、併せて前条＝レーン法38・1、註・13を、また、（この箇所をも含む）この条項の後段全体については後註・8を参照されたい。

7）この箇所の（de）lenes gewere の語については、前条＝レーン法38・1、註・12で述べたことを前提し（＝そこで述べたことは繰り返さずに）、以下のことを補足するにとどめたい。このレーン法38・2においては、lenes gewere の語が明示的に（前註・6で述べた）sine were in der nut と対比ないし区別されており、しかも前者（＝lenes gewere）は、（次註・8で改めて述べるように）たとえそれをもつ者が後者（＝sine were in der nut）をもっていなくても、つまり所領を小作人に貸し出してそこから小作料を徴収するという形で「占有」（・支配）していなくても、そのことによって左右される（＝制限されたり、奪われたりする）ことはない、とされている。そうだとすれば、lenes gewere の語は、この場合（にも）、特に主君との関係において、（主君から授封された所領を自分の家臣に又授封する権利をも含めて――前条＝レーン法38・1、註・13を参照）主君から授封された所領をレーンとして「占有」（・支配）することができる家臣の権利（ないし、権原）、という意味をもつことが判るであろう。したがって、もう一度（前註・6でも触れた）前出レーン法14・1（＝AV1・39）と比較することによって、同条の冒頭で「（同じ）一つの所領は、それを（次々と）一人の者（＝家臣）がもう一人の者（＝主君）から（レーンとして）受領しているというようにして、幾人かの持主（＝家臣）のものでありうる」という一文は、この lenes gewere の語を用いるならば、「（同じ）一つの所領が（次々と）ある主君からその家臣へと封与される場合、幾人かの者（＝家臣）がそれについて lenes gewere をもつことがある」と言い換えることができる、ということも判ってくるはずである。

8）（前註・6と7の箇所を含む）この条項の後段は、「たとえその家臣がその所領を利用（ないし、用益）を伴う彼のゲヴェーレの中にもっていても、そのことのゆえに彼の（下級）主君からレーンのゲヴェーレがその分だけ遠ざけられることはない」と言う。これについて、念のため、二つのことを補足しておきたい。① 前条＝レーン法38・1からの叙述の流れの中では、まず前条（レーン法38・1）において、家臣が下級主君から授封された所領を上級主君に「返還」しそれを上級主君から

「再授封」されて（以下、行論の便宜上、「もう一人の者」に授封された場合については省略する）1年と1日（平穏に）「占有」（・支配）していても、下級主君が（おそらく）それを知った後6週と1年以内に、自分はそのことを知らなかった旨（否認）宣誓を行って直ちに訴えを起こせば、（原則として）下級主君が勝訴する（＝その所領が上級主君から下級主君に封与されたレーンであることが確認される）、とされたのを承けて、このレーン法38・2の前段では、その例外として、下級主君から（上級主君の）レーン法廷の判決をもってその所領が剥奪されたこと、あるいは、下級主君がその所領を上級主君に返還したことを家臣が（証人により）立証しうる場合を挙げ（前註・5を参照）、その上で（上記）後段につづいている。したがって、こうした文脈においては、この後段は、家臣がその所領を「利用（ないし、用益）を伴うゲヴェーレの中にもって（＝言わば、直接に「占有」（・支配）して）いても――さらに付け加えれば、それについてrechte were（の権利）をもっている場合にも――そのことによって（下級）主君のもつ（上級主君に対する）lenes gewere（＝その所領をレーンとして占有・支配する権利ないし権原）が弱められたり、あるいは、奪われたりすることはない、ということを、念のために駄目押しした形になっている。上掲・邦訳で（その冒頭に）「（ただし）という補訳を加えたのは、そのことをはっきりさせようとしたからである。② 前出レーン法7・3（＝AV1・26）では、「いずれかの主君が彼の家臣にある所領を封与する（あるいは、した）場合、そのことによって、彼（＝主君）から彼の主君（＝上級主君）に対してde wereが遠ざけられた（＝失われた、ないし、奪われた）ことにならない」、と述べられている。これをレーン法38・2の後段と比較することによって、さらに次の二つのことが判る。a）そこでde wereと言われていたものは、レーン法38・2の用語で言えば、lenes gewereであること。b）レーン法38・2（後段）では、（下級）主君から所領を（又）授封された家臣がそれをsine were mit der nutの中にもっている場合について述べているが、そうした限定はレーン法7・3にはなく、「下級主君が上級主君から授封された所領を自分の家臣に又授封しても、彼から上級主君に対する(lenes) gewereが遠ざけられたことにならない」という準則は、家臣がその所領をsine were mit der nutの中にもって（直接に占有・支配して）いようと、あるいは、それをさらに自分の家臣に又授封していようと、そのことには関係なく、家臣がそれをレーンとして占有（・支配）している限り妥当すること。以上二つのことがそれである。

241

38・3[1] [a] レーンのゲヴェーレ（lenes gewere）（＝ある所領をレーンとして占有・支配するための、主君からの授封によって家臣に与えられる、権利ないし権原）[2]

については、その（＝当該）主君から（所領を）授封されている者（＝家臣仲間）[3]でなければ、なんぴとも証人になることをえない。[a)・4)] [b)]普通のゲヴェーレ（gemene gewere）（＝ある所領を――小作地として貸し出しそこから小作料を徴収するという形で――占有・支配している事実）[5]については、[c)]彼の（生得の）法について非議される余地のない（＝完全な）者なら誰でも（iewelk umbesculden man）[c)・6)] 証人になるべきである（ないし、なることができる）。[b)・7)]

AV 1・97[1)] [b)・c)]主要な（＝当該所領の所在する）村に（in prima villa）または（そのごく近くにある）隣村に（in circumiacentibus proxima）住居をもつ者なら誰でも、[c)・6)]（所領の）占有（possessio）[8]（について）の証人の資格をもつ（idoneus）（＝証人になる）ことができる。[b)・9)]　**AV 1・98・a**[1)] [e)]いかなる（所領の）占有（quaelibet possessio）も、[10)] [d)] 7人の[d)・11)] 証人によって証明されることになる（＝証明されるべきである）。[e)・12)]

1）「レーン法」では、前出（AV 1・93に対応する）37・3の後に（AVに対応条項のない）38・1と38・2の二つの条項が「補足」されているが、このレーン法38・3の後段（b－bの箇所）から再びAVに対応箇所のある叙述に戻る。ただし、このレーン法38・3の前段（a－a）はひきつづきAVに対応箇所がなく（「レーン法」で補足されたと目されたものであり）、（エックハルトによって）レーン法38・3の後段（b－b）に対応するとされているのは（AVでは1・93の直後につづく1・94ではなく）1・97であり、AV 1・94に対応するのはこのレーン法38・4の直後に位置する38・4、AV 1・95に対応するのはそれに続くレーン法39・1、AV 1・96に対応するのはレーン法――39・2と39・3の後に出てくる――39・4である）る。このことは、「レーン法」において、単にAVの条項配列が「変更」されただけでなく、実質的な「改訂」が行われた可能性を強く示唆しており、そのこと（および、その理由）を明らかにするために、上掲・邦訳においては、（レーン法38・3後段（b－b）に対応するとされる）AV 1・97にひきつづき、（レーン法74・2に対応するとされる）AV 1・98・aをも訳出しておいたが、念のため、以下に、（そのAV 1・98・aに対応するとされる）レーン法74・2をも訳出しておく。

レーン法**74・2**　[e)]レーンのゲヴェーレ（lenes gewere）を人（men）（＝ある家臣、後出en manを参照）はその（＝自分の）主君の家臣（＝自分の家臣仲間）（たち）6人とともに（自分とも7人の証人により）立証しなければならない。単なるゲヴェーレ（ene blote gewere）（であれば、それ）をある家臣（en man）は、彼等の（生得の）法について非議される余地のない（＝完全な）人々と（mit umbesculdenen luden an erme

rechte）自分とも7人（の証人）で立証することができる、（たとえ）彼等が誰であろうと」。[e]（なお、この条項全体ないし「レーン法」におけるその位置については、後註・12を参照されたい）。

2）lenes gewere の語は、これまでのところでは、レーン法13・1（=AV 1・103）、38・1、38・2にも姿を見せるが、「（家臣が）所領をレーンとして占有・支配する権利ないし権原」（レーン38・2、註・5の箇所および同註を参照）、あるいは、（家臣にそのための権利ないし権原を付与する）「（主君による所領の）授封」（レーン法13・1、註・9の箇所、38・1、註・12の箇所、および、それらへの註を参照）を指しており、（特にレーン法38・2、註・5で指摘しておいたように）、「（ある）所領をレーンとして占有（・支配）している事実」を指すことはない。上掲・邦訳の（ある所領をレーンとして占有・支配するための、主君からの授封によって家臣に与えられる、権利ないし権原、という）補訳は、以上のような用例をまとめたものである。（なお、このレーン法38・3のテキストの文言だけからは、この場合の lenes gewere は、（註・5の箇所の）gemene gewere と対比されているので、あるいは、前者はある所領をレーンとして占有・支配する事実を指し、後者は所領（の一部）をそれ以外の仕方（たとえば小作地として借り受けて耕作するという形）で占有（・支配）する事実を指す、と解することも可能であるように思われるかも知れないが、そうした解釈を採りえない理由については、後註・5と6で改めて述べる）。さらに、これらの用例のいずれにおいても、①（家臣のもつ）lenes gewere（の権利）が主君に対する関係において問題になっていることのほか、②lenes gewere の語が、AV に対応条項のない条項（レーン法38・1と38・2）か、あるいは、AV に対応条項があっても（「レーン法」で「改訂」ないし「補足」された結果）対応箇所のない箇所（レーン法13・1=AV 1・103）に姿を見せることが注目される。（なお、レーン法13・1で「lenes gewere を彼（=家臣）は単独で聖遺物にかけて（の宣誓をもって）裏づける」となっている箇所は、AV 1・103では単に「家臣は単独で、主君が（その封与を）否認するレーン（beneficium）を、宣誓をもって取得（または、保持）することができる」と言われており、lenes gewere に相当する語（ないし概念）は用いられていない）。lenes gewere の語は、石川「同じゲヴェーレ」（前出レーン法33・1=AV 1・86、註・3を参照）、註・79でも指摘しておいたように、その後さらに後出レーン法53（=AV 1・122）、71・9（その前段のみが AV 3・1に対応）、74・1、（前註・1に訳出した）74・2にも姿を見せるが、上述①はこれらすべての条項についても妥当し、上述②もレーン法53=AV 1・122を唯一の例外として（そこでは「レーン法」の der erren lenes gewere に ―― 少なくとも文言上は ―― AV の beneficii warandia が対応している）他のすべての条項について妥当する。こうした事実は、テクニカル・タームとしての lenes gewere ないし（gemene gewere と明確に区別された）lenes gewere の概念、したがって、このレーン法38・3（や前註・1に訳出したレーン法74・2）に見られる lenes gewere と gemene（ないし、blote）gewere（の証明手続）の対比ないし明確な区別も AV には（まだ）存在せず、「レーン法」にい

たってはじめて確立されたことを強く示唆している、と考えなければならないであろう。(この点についても、さらに後註・5を参照されたい)。

3) 前出レーン法3 (=AV 1・8) には、「彼 (=家臣) がこのこと (=忠誠宣誓) をなさない間は、彼 (=家臣) はレーン法廷においてなんぴとの (ために) 証人になることもできない」、またレーン法12・1 (=AV 1・37) には、「家臣が彼の主君から半フーフェ (の耕地) もしくは5シリングの収益をもたらすレーン (財) を……受領していない場合、彼 (=その家臣) はレーン法廷においてなんぴとの (ための) 証人になることもできない」、と明記されているから、この註・3の箇所の「その (=当該) 主君から (所領を) 授封されている者」は lenes gewere を立証する家臣の家臣仲間であり、彼が (lenes gewere についての)「証人」になる (したがって、lenes gewere が立証される) のは、「(当該主君の) レーン法廷において」であることを確認することができる。ひきつづき次註・4を参照されたい。

4) ここまでのところ (a－a) の論旨を、前註・2と3で述べたことを補足しながら敷衍すると、次のようになる。すなわち、ある家臣が (主君のレーン法廷において) (自分には) ある所領 (を主君から授封され、それを) レーンとして占有・支配する権利 (がある、ということ) を (特にそれを認めようとしない主君に対抗して) 立証しようとする場合、その家臣のために証人になりうるのは (当該) 主君から (一定規模以上の) 所領(レーン)を授封されている彼の家臣仲間に限られる、というのである。この場合、家臣がある所領を (主君から授封され) レーンとして占有・支配する権利をもっているか否かということを知りうる立場にあるのも、(授封の際にそこに居合わせることのできる) 彼の家臣仲間に限られることに注意されたい。

5) この gemene gewere の語ないし概念も、(AV 1・97、註・8の箇所では単に possessio と言われているにすぎず)、「レーン法」にはじめて姿を見せるものであるが、(前註・1に訳出した) 後出レーン法74・2ではそれと同じことが blote gewere (=単なる占有) と言われており、そのことにもうかがわれるように、また、それが (前註・2で述べた意味で用いられている) lenes gewere の語と対比されていることからも、この gemene gewere の語が (所領をレーンとして占有・支配するための権利ないし権限を含まない)「所領の占有・支配の事実」を指す (であろう)、ということは容易に推察できよう。しかし、その際特に注意しなければならないのは、この gemene gewere (および、レーン法74・2の blote gewere) には、(たとえば) 小作人がある所領 (の一部) を領主である「家臣」から小作地として借り受けそれを耕作しているという事実は決して含まれてはいない、ということである。なぜそう言えるのか。レーン法74・2においては、(この gemene gewere と同義の) blote gewere を立証する (したがって、それをもっている) 者が en man (=ある家臣) と明記されており、そのことから、この gemene gewere とは、前出レーン法14・1 (=AV 1・39) では「一人のものでなければならない」(AV 1・39では possessio) とされている gewere、レーン法38・2では (sine) were mit der nut と言われているものであって、「(家臣が)

それ（＝ある所領）を利用の中と収益の中にもち、それ（＝その所領）から小作料を取得している」（レーン法14・1 —— 因みに、対応するAV 1・40では、これも単にpossissioと呼ばれている）事実を —— それも家臣がそのための権利ないし権原をもっているか否かには（まったく）関係なく —— 指している、ということが判るからである。（したがって、レーン法38・3（および、74・2）のlenes geweregeは「家臣がある所領をレーンとして占有（・支配）している事実」を指し、それに対して、gemene gewere（および、レーン法74・2のblote gewere）は「家臣以外の者（たとえば小作人）が所領（一部）をそれ以外の仕方（たとえば、耕作するという形）で占有（・支配）している事実」を指す、と解することはできない）。なお、以上に述べたことは、少なくとも「レーン法」（38・3と74・2）に関する限り、このgemene（ないし、blote）gewereを立証するための「証人」（になるべき者は誰かということ）によっても裏づけられるが、その点についてはひきつづき次註・6を参照されたい。

6）c－cの箇所、「レーン法」とAVとでは、（少なくとも）文言上、両者の述べていることは大きく（あるいは、まったく）異なっている。そこで、この「相違」は何を意味するのか、あるいは —— 前出「はじめに」、4）と5）で述べたザクセンシュピーゲル（テキスト）成立史に関する「作業假説」を前提すれば ——、「レーン法」におけるこの「改訂」は何を意味し、なぜ行われ（なければならなかっ）たのか、を考えなくてはならない。

まず、「レーン法」について言えば ——。この38・3の前半（a－aの箇所）に、（AVにはなかった）lenes gewere（の立証手続）に関する叙述が補足され（前註・2を参照）、それを立証するために証人になりうるのは、「その（＝当該）主君から（所領を）授封されている者（＝家臣仲間）」に限られることが明らかにされている（前註・3を参照）。その上で、（そのlenes gewereとは明確に区別された）gemene gewere（前註・1に訳出したレーン法74・2ではblote gewere）（前註・5を参照）を立証するためには（あるいは、立証するのであれば）「彼の（生得の）法について非議される余地のない（＝完全な）者であれば誰でも」証人になることができる、と言われているのだから、gemene（ないし、blbote）gewereを立証するための証人は、（それを立証しようとする）当該家臣（レーン法74・2、および、前註・5を参照）の「家臣仲間」に限られないというだけでなく、「ヘールシルト（＝レーン能力）をもたない者」、つまり（もっと具体的に言えば）（当該家臣の小作人をも含めて）「小作人」の立場にある者でも、（誰が（問題の）所領から小作料を徴収しているかを知りうる立場にある者なら —— この点については、前註・4の末尾を参照）、そのための証人になることができる、と言っていることになる。（因みに、「（生得の）法」はラント法上の枢軸概念の一つであり、「ラント法」において詳述されているが —— この点については、石川「中世法」を参照 ——、「ラント法」の記述から、「小作人」には「所領に生まれついていない者」と「所領に生まれついている者」があり、前者は（3種の自由人のうち）「ラントザッセ」の身分、後者は（非自由人である）「ラーテ」の身分に属することを明らかにすることができ

――この点については、石川「アイゲン」、特に20～22頁を参照――、両者はいずれも（それぞれの）recht（＝生得の法）をもっている。このことからさらに、「レーン法」（38・3と74・2）における「補足」や「改訂」が「ラント法・ドイツ語第1版」の成立後にそこで記述されたことにもとづいて行われた可能性が大きいことも推定される）。

これに対して、AVでは――。前出（前註・3で引用したレーン法3と12・1に対応する）AV1・8と1・37で（レーン法3、12・1と同じく）（ある）主君に忠誠宣誓を捧げ（その）主君から一定規模（以上）の所領（レーン）を授封された家臣でなければ（当該主君の）「レーン法廷において」証人になることはできない、とした上で、（「レーン法」とは異なり、lenes gewere と gemene gewere の証明手続を対置ないし区別することなく）「主要な（＝当該所領の所在する）村にまたは（そのごく近くにある）隣村に住居をもつ者なら誰でも」、「possessio（註・8の箇所）（について）の証人の資格をもつ（＝証人になる）ことができる」、と言う。（AVでは、直前に位置する後出1・96とのつながりから、この条項は、家臣と主君の間ではなく、（同じ）主君の家臣仲間（同志）の間で（ある）所領の possessio をめぐって争われるケースではないか、と考える可能性がまったくないわけではないが）、possessio の語は（家臣がレーンについてもち、「レーン法」では lenes gewere と言われることもある）「占有権」の意味で用いられることもある（この点については、前出レーン法37・3＝AV1・93、註・3を参照）から、ここまでAVのテキストを始めから読んできた者が直ちにこの語を（「レーン法」では were mit der nut とも言われる、小作人から小作料を徴収しているという意味での）「占有」、しかもそのため権利ないし権原の有無とはかかわりのない「占有の事実」と解する可能性は絶無に近い、と言ってよいだろう。それだけではない。AVのc－cの箇所（＝「主要な村にまたは隣村に住居をもつ者なら誰でも」）は、possessio について証人になる者の「身分」については何も述べていない（し、possessio の語はAVでもすべて「レーン」（beneficium ないし bona）について用いられている）ので、（前註・3で触れたレーン法3と12・1にそれぞれ対応する）AV1・8と1・37を想起する者は、（主君のレーン法廷において）証人になりうるのは「主君に忠誠宣誓を捧げ主君から一定規模以上のレーンを授封された家臣」に限られるはずだから、この「主要な村または隣村に住居をもつ者」もそうした「家臣」のうち問題の所領の近傍に住んでいて実情を知る立場にある者を指す、と理解する可能性さえないわけではない（ただし、こうした解釈の難点については、後註・11を参照されたい）。さらに、後出AV1・98・b（＝レーン法40・1）にはこのAV1・97と（実質的に）同じ表現が繰り返し姿を見せる。以上のような「不明確さ」、「紛れ」、「重複」を取り除くことが、「レーン法」（38・3）における「改訂」の主要な狙いであったのは、まず間違いのないところであろう。

7）このb－bの箇所の論旨については、前註・2～6までに述べたことですでに明らかであり、ここで改めてそれを要約したり繰り返す必要はない、と思われるが、前註・6で述べたこととの関連で一つだけ補足しておきたいことがある。すなわ

ち、AV 1 ・97は possessio に関して証人になりうる者の「身分」や「社会的地位」について（明示的には）何も述べていないのに対して、レーン法38・3（b－bの箇所）では、（実質的には）――（当該）主君の家臣に限らず――「小作人」でも gemene gewere に関する証人になりうる、という趣旨のことが述べられている（前註・6を参照）。しかし、（AV 1 ・8と1 ・37に対応する）レーン法3と12・1にも、前註・3で述べたように、「主君に忠誠宣誓を捧げ主君から一定規模以上の所領（レーン）を授封された家臣でなければ、主君のレーン法廷において証人になることをえない」という原則が厳存する。そうだとすれば、特にレーン法38・3については、（gemene gewere に関して）こうした（当該主君の）家臣以外の者（特に小作人）が証人になるのは、「（当該）主君のレーン法廷」ではありえず、それ以外の（場）所においてでなければならない、と考えるほかなく、彼等は（主君のレーン法廷以外の）どこで証人になるのか、という疑問が生まれることになる。この疑問は、後出（AV 1 ・98・bに対応する）レーン法40・1を正しく読み解く手がかりにもなるし、また、逆にレーン法40・1（を正しく読み解くこと）によって解決するはずである。

8）この箇所の possessio の語については、前註・5と6を参照されたい。

9）この AV 1 ・97については、次の二つのことを補足しておきたい。まず、この条項には、（エックハルトの見解に従い）一応レーン法38・3の後段に対応する符合（b－b）を付しておいたが、両者の関係は決して単純なものでなく、幾つか媒介項を経たり留保を付さなければ両者が「対応」していると言い切れないものである（この点つにいては、特に前註・6を参照されたい）。次に、前註・7でレーン法38・3に関連して指摘したような（possessio に関する証人はどこで証人になるのかという）疑問は、当然この AV 1 ・97についても生じうるはずのものであるが、実際には――前註・6で指摘したこの条項の「不明確さ」のために――読者がこの AV の 1 ・97（までの条項）（だけ）を読んでそうした疑問に行きつく可能性はほとんどなく、仮にそうした疑問を抱くとしても、AV 1 ・98・b（＝レーン法40・1）を読んだ後に始めて、ということが多いのではないか。（そのことは逆に AV 1 ・98・bだけを読んだ場合に、その正しい理解を困難にするであろう。なお、後註・11をも参照されたい）。

10）この箇所の quaelibet possessio の語については、次のような問題がある。エックハルト（Text, Ssp-Lehnrecht, S. 114, および、Auctor vetus, S. 52, 下欄）は、（前註・1に訳出した）レーン法74・2（の後段だけでなく、その）全体が（e－eの符合で示しておいたように）AV 1 ・98・aに対応する、と考えている。つまり彼は、この quaelibet possessio の語が（「レーン法」の用語で言えば blote（ないし、gemene）gewere だけでなく）lenes gewere をも含む、と解しているのである。確かに quaelibet の語が添えられていることを重視すれば、そう解するのが正しいかも知れない。しかし、この条項の直後につづく AV 1 ・98・b（＝レーン法40・1）の possessio の語は――「レーン法」の用語で言えば――blote（ないし、gemene）gewere の意味（前註・5を

参照）で用いられており、直前に位置するAV 1・97（註・8の箇所）のpossessioの語も、そこから遡って（やはり）この意味で用いられている、ということが明らかになるはずである。こうした直前・直後の条項とのつながりを重視すれば、この箇所のquaelibet possessioの語が（lenes gewereとblote gewereと区別していないだけでなく）そもそもlenes gewereを含んでいない、という可能性を頭から排除することはできないのではないか。この点については、後註・12をも参照されたい。

11) このd－dの箇所は、（エックハルトによって）AV 1・97に対応するとされるレーン法38・3には見当たらず、そのことが（前註・1に訳出した）レーン法74・2がこのAV 1・98・aに対応する条項とされる主要な根拠になっている（と考えられる）が、そのことについては、前註・10のほか、次註・12で述べることをも参照されたい。なお、前註・6でAV 1・97について述べたこととの関連で、次のことを指摘しておきたい。仮にAV 1・97のpossessioの証人（になりうる者）を「主君に忠誠宣誓を捧げ主君から一定規模以上の所領（レーン）を授封された家臣」と想定してAVのテキストをさらに読み進めたとしても、このAV 1・98・a（c－cの箇所）まで来るとその証人の数が7人であると判るから、そうした「家臣」のうち「7人（以上）」もの者が「主要な村または隣村に住居をもつ（ないし、もっている）」と想定するのは（当時の現実を考えると）無理である、ということに気がつくのではないか。（ただし、そのことに気がついても、AV 1・97や1・98・aにはその証人が「主君のレーン法廷」以外のところで証人になる、という可能性を考えさせる直接の手がかりは見当たらないから、そうした可能性に想到するのはようやく後出AV 1・98・b（＝レーン法40・1）の解釈について苦吟した後、という場合が多いであろう――この点については前註・9をも参照されたい）。

12) 前註・1に訳出したレーン法74・2は、（エックハルトによって）このAV 1・98・aに対応するとされているものであるが（前註・10を参照）、レーン法72・8から75・3にいたるかなり大量のAVに対応条項のない（つまり、「レーン法」で補足されたと目される）条項群の中に位置している。そのことから次のように推定することが可能なのではないか。すなわち、著者・アイケは「レーン法」の末尾近くでこの大量の「補足」を施した際に、「レーン法」のそこまでの諸条項で記述したことをはじめから読み返し、レーン法38・3においては、（新しく導入した）lenes gewereとgemene gewereの区別、および、それを立証するための手続（特に証人）の相違を明らかにするための「改訂」に力点を置くあまり（特に前註・6を参照）、「レーン法」では（AV 1・98・aで述べられていた）証人の「数」が脱落してしまったていることに気づいて、それをこの（レーン法74・2の）位置で「補足」し（ようとし）たのではないか。こうした想定が正しければ、そのことからも、レーン法38・3における「改訂」の重点ないし主要な狙いがどこにあったか（特に前註・6を参照）をうかがい知ることができよう。